

# 目 次

## 第 1 号 (9月10日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	2
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	4
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 諸般の報告	
	日程第4 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて (平成30年度南越前町一般会計補正予算(第3号))	
	日程第5 議案第61号 平成30年度南越前町一般会計補正予算(第4号)	
	日程第6 議案第62号 平成30年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
	日程第7 議案第63号 平成30年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第8 議案第64号 平成30年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第9 議案第65号 平成30年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
	日程第10 議案第66号 平成29年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について	
	日程第11 議案第67号 平成29年度南越前町水道事業会計決算認定について	
	日程第12 議案第68号 南越前町総合事務所設置条例の一部改正について	
	日程第13 議案第69号 南越前町住民センターの設置及び管理に関する条例の制定について	
	日程第14 議案第70号 南越前町営駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
	日程第15 議案第71号 訴えの提起について	
	日程第16 議案第72号 今庄住民センター(仮称)新築工事変更契約の締結について	
	日程第17 議案第73号 財産の取得について	
	日程第18 議案第74号 財産の取得について	
	日程第19 報告第9号 専決処分事項の報告について (法律上町の義務に属する施設管理の瑕疵による損害賠償の額の決定につ いて)	
	日程第20 報告第10号 専決処分事項の報告について (法律上町の義務に属する施設管理の瑕疵による損害賠償の額の決定につ いて)	
	日程第21 報告第11号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	
	日程第22 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	
	日程第23 陳情第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の 処遇改善と雇用安定に関する意見書採択について	

日程第24 議案の委員会付託

日程第25 一般質問

山本 優	14
喜村喜代治	21
加藤伊平	28
高橋宏介	31
城野庄一	33
大浦和博	36
熊谷良彦	40

8 散会	44
------	----

# 目 次

## 第 2 号 (9月14日)

1	出席議員	45
2	欠席議員	45
3	説明のための出席者	45
4	職務のための出席者	45
5	議事日程	46
6	本日の会議に付した事件	46
7	議事	
	開議	48
日程第1	議案第61号 平成30年度南越前町一般会計補正予算(第4号)	
日程第2	議案第62号 平成30年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
日程第3	議案第63号 平成30年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)	
日程第4	議案第64号 平成30年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)	
日程第5	議案第65号 平成30年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
日程第6	議案第68号 南越前町総合事務所設置条例の一部改正について	
日程第7	議案第69号 南越前町住民センターの設置及び管理に関する条例の制定について	
日程第8	議案第70号 南越前町営駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第9	議案第71号 訴えの提起について	
日程第10	議案第72号 今庄住民センター(仮称)新築工事変更契約の締結について	
日程第11	議案第73号 財産の取得について	
日程第12	議案第74号 財産の取得について	
日程第13	陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	
日程第14	陳情第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書採択について	
	各常任委員長報告	
日程第15	委員会の閉会中の継続審査の件	
日程第16	議案第66号 平成29年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について	
日程第17	議案第67号 平成29年度南越前町水道事業会計決算認定について	
日程第18	決算特別委員会の設置	
日程第19	議案第75号 平成30年度南越前町一般会計補正予算(第5号)	
日程第20	議案第76号 平成30年度 上平吹橋橋梁下部工事請負契約の締結について	
日程第21	議員派遣について	
8	閉会	56

平成30年9月南越前町議会会議録

第 1 号 9月10日(月)

出席議員(敬称略) 14名

1番 高橋 宏 介	2番 山本 徹 郎	3番 大浦 和 博
4番 城野 庄 一	5番 熊谷 良 彦	6番 喜村喜代治
7番 平泉 初 男	8番 加藤 伊 平	9番 秋田 重 敏
10番 生駒 一 義	11番 井上 利 治	12番 平谷 弘 子
13番 山本 優	14番 丸岡 武 司	

欠席議員(敬称略) なし

会議録署名議員 5番 熊谷 良 彦 6番 喜村喜代治

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光 弘		
副 町 長	藤原十三夫		
総務課長	北野 徹	観光まちづくり課長	関根 将 人
町民税務課長	桂木 洋 一	保健福祉課長	山岸 健
農林水産課長	西村 成 男	建設整備課長	中村 正 直

(教育委員会)

教 育 長	上田 康 彦	事 務 局 長	小角 讓
-------	--------	---------	------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	森 和 仁	書 記	關 敏 宏
--------	-------	-----	-------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件(議事日程のとおり)

平成30年9月南越前町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年9月10日（月）

午前10時 開 会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成30年度南越前町一般会計補正予算(第3号))
- 第5 議案第61号 平成30年度南越前町一般会計補正予算(第4号)
- 第6 議案第62号 平成30年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第7 議案第63号 平成30年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正  
予算(第1号)
- 第8 議案第64号 平成30年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)
- 第9 議案第65号 平成30年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第66号 平成29年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第67号 平成29年度南越前町水道事業会計決算認定について
- 第12 議案第68号 南越前町総合事務所設置条例の一部改正について
- 第13 議案第69号 南越前町住民センターの設置及び管理に関する条例の制定  
について
- 第14 議案第70号 南越前町営駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

- 第15 議案第71号 訴えの提起について
- 第16 議案第72号 今庄住民センター（仮称）新築工事変更契約の締結について
- 第17 議案第73号 財産の取得について
- 第18 議案第74号 財産の取得について
- 第19 報告第9号 専決処分事項の報告について  
（法律上町の義務に属する施設管理の瑕疵による損害賠償の額の決定について）
- 第20 報告第10号 専決処分事項の報告について  
（法律上町の義務に属する施設管理の瑕疵による損害賠償の額の決定について）
- 第21 報告第11号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第22 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 第23 陳情第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書採択について
- 第24 議案の委員会付託
- 第25 一般質問

---

開 会  
〔開会 午前 10 時 00 分〕

**○議長（井上利治君）** 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、議会活動にご精励いただき厚くお礼申し上げます。9月に入り、やっと8月の酷暑から解放され、ようやく朝夕は秋を感じられるようになってまいりました。

さて、異常気象や温暖化により、予想をはるかに超えた豪雨や台風による災害が全国各地で発生して、甚大な被害をもたらしております。特に、7月に発生した「西日本豪雨」は、台風7号および梅雨前線の影響で、近畿や中国・四国地方を中心に15府県の各地で土砂崩れや河川の決壊・氾濫が相次ぎ、家屋の倒壊をはじめ、水道や電気・通信といったライフラインにも被害が及んだほか、交通障害も広域的に発生しました。この災害では、226人の尊い命が奪われており「平成最悪の水害」となりました。また、9月4日には日本列島を直撃した台風21号や6日の未明に北海道で発生した震度7の地震では、多くの方々が被災し各地で大きな爪痕を残しております。これらの災害で、犠牲になられました方々のご遺族の皆様に対し深くお悔やみを申し上げます。また、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心より願っております。

本町におきましては、台風21号の接近に伴い迅速に災害対策本部を立ち上げ、住民の安全確保に全力を尽くしていただき、町民を代表いたしまして、心から感謝申し上げます。しかし、台風の勢力が非常に強く河野地区全域が一時停電となり、ケーブルテレビ回線を利用した通信機器が使用不能となったり、倒木等の影響で交通障害も町内各地で発生し、町民の生活に支障をきたすことになりました。この台風での全体的な被害状況は確認中とのことですが、議会といたしましても全力で支援してまいりますので、町長をはじめ職員の皆さんにはご苦勞をおかけしますが、対策・対応をしっかりと願います。災害は、いつ・どこで発生するかわかりません。今後とも、有事の際には、深刻な事態にならないように備えをしていただくとともに、「早期に適切な判断」をしていただき、引き続き住民の安全確保を併せてお願いいたします。

さて、今期9月定例会では、各会計補正予算や平成29年度決算認定、条例の改正などの重要な案件が多くありますので、議員各位におかれましては、慎重審議いただきますようお願い申し上げます。只今より、平成30年9月 南越前町議会定例会を開会いたします。本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名

○議長（井上利治君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、5番 熊谷良彦君、6番 喜村喜代治君を指名いたします。

---

### 会期の決定

○議長（井上利治君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の議事日程及び運営について、去る8月10日と9月3日に議会運営委員会が開催され、委員長から定例会の会期を9月10日から14日までの5日間といたしたいとの申し出がありましたので、本定例会の会期を本日から14日までの5日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から14日までの5日間とすることに決しました。

---

### 諸般の報告

○議長（井上利治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。6月議会定例会以降に開催されました会議等については、お手元に配布してあります諸報告のとおりです。次に、監査委員から送付されました例月出納検査の結果については、お手元に写しを配布してありますので、ご覧願います。これで、諸般の報告を終わります。

---

### 議案の上程

○議長（井上利治君） 次に、日程第4 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度 南越前町一般会計補正予算（第3号））から日程第18 議案第74号 財産の取得についてまでの15議案を一括して、上程いたします。

---

### 提案理由の説明

○議長（井上利治君） 岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕



**○議長（井上利治君）** 岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

**○町長（岩倉光弘君）** 本日ここに、平成30年9月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中を御出席賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、例年、梅雨前線や台風による集中豪雨により全国各地で甚大な被害に見舞われているところでありますが、本年も7月5日から8日にかけて、梅雨前線による豪雨は西日本一帯で猛威を振るい、死者226名、損壊や浸水などの住家被害も4万8千戸を超えまして、平成で最悪の水害となったところであります。亡くなられた方々に対しまして、心からお悔やみを申し上げまするとともに、被災された方々に対して心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧を願うところであります。

本町におきましても、7月5日から8日にかけて二度にわたり大雨警報並びに土砂災害警戒情報が発令されまして、7日には南越前町の災害対策本部を設置して、降雨量の多い河野地区に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令いたしまして、早期の避難を促したところであります。24時間雨量が、150ミリ、降り始めからの連続雨量が300ミリを超える大雨となりましたが、幸いにも人的及び住家での被害はなく安堵したところであります。しかしながら道路、河川、農林道、農業施設での被害総額は約1億8千万円を超えまして、町が所管する被害額は9千万円を超えまして、応急対策が必要な箇所につきまして、7月31日付けで専決補正予算を編成させていただいたところであります。詳細につきましては、後ほどご説明をいたしたいと思っております。

台風では、20号と21号が相次いで福井県を直撃いたしまして、21号では9月4日に避難準備・高齢者等避難開始を早い段階で発令いたしまして、要支援者の避難をすすめる警戒を強めたところであります。町内9か所に開設した指定避難所では、最大43世帯62人の方々が避難されたところであります。

被害では、大阪府内等で暴風による建物の倒壊・自動車等の飛散、高潮による浸水等の被害が報道されているところでありますが、町内では、国県道各所で倒木により一時通行止が発生したほか、屋根瓦の飛散など住家被害も多く発生いたしまして、河野地区を中心に約千戸の住家が6時間以上停電するなど、町民生活に大きな影響を与えたところであります。

また、先般9月6日には北海道で震度7の地震がありまして、多くの犠牲者と295万戸の停電となりまして、市民生活に大きな影響が出たところであります。毎年のように発生する異常気象による災害の発生につきまして、町民の身体・生命・財産を守るためにも、町民の皆様への早期の段階での情報提供をはじめ避難行動についても、遅滞なく遂行できるよう確固たる防災対策を進める所存でありますので、ご理解方よろしくお願い申し上げます。

また、今年の夏の暑さはいまだかつてない記録的なものでありまして、全国各地で連日35度を超える猛暑日が続きまして、40度を超える最高気温の記録も続出しまして、屋外で予定されておりましたイベントが次々と中止となったところでもあります。

本町におきまして、7月22日に開催が予定されておりました第14回花はす早朝マラソン大会についても、連日の異常高温により早朝においても危険な自然環境となったため、ランナーをはじめ大会参加者の安全を最優先と考えまして、苦渋の決断ではありますが中止とさせていただいたところでもあります。

加えて、7月28日に甲楽城海水浴場で開催を予定しておりました「河野夏まつり」については、台風12号の影響によりまして高波のために台船が移動できなく、やむなく中止の決定をさせていただきました。花はすマラソン大会と同様、気象状況により決定をさせていただいたもので、中止により関係者の皆様方には多大なご迷惑をおかけすることとなり深くお詫びを申し上げるとともに、安全を前提としたイベント運営上の決定であることをご理解いただきますようお願いを申し上げます。

次に、町のイベントにつきましては、「第26回はすまつり」が6月30日から44日間にわたり開催されました。オープン式には地元選出の国会議員である高木毅衆議院議員、そしてまた滝波宏文参議院議員並びに本年5月に友好交流協定を締結しました台湾の台南市から、台日友好交流協会の郭理事長をお迎えいたしまして、多くの来賓の方々のご参列のもと開幕をいたしました。まつりの期間には、今年は例年より1週間延長し8月12日までとしまして、象鼻杯、はす染め体験、モデル撮影会など好評を博したところでもあります。また、台南市から頂いた2種類のはすも見事開花いたしました。

さて、暑かった夏も終わりました、季節はすっかり秋めいてまいりました。これからの季節は、食欲の秋、スポーツの秋となり、各地区において体育祭・文化祭・イベント等の多くの催しものが開催されるわけですが、特に今年は9月29日から10月9日まで福井しあわせ元気国体があります。また、10月13日から15日までは全国障害者スポーツ大会である福井しあわせ元気大会が、県内各地の競技場で盛大に開催されるところでもあります。

大会に先立ちまして、すでにデモンストレーションスポーツとして、マレットゴルフそしてソフトバレーボールが本町でも開催をされまして、県内外から多くの選手が来町されまして、早くから盛り上がりを見せているところでもあります。正式種目としては、本町では10月5日に桜橋総合運動公園野球場におきまして、長野県対鹿児島県及び神奈川県対長崎県が対戦する軟式野球2試合が開催される予定であります。

また、6日には同野球場におきまして、デモンストレーションスポーツとして還暦野球が開催される予定であります。町を挙げて大会を盛り上げていきたいと考えておりますので、皆様方のご声援をよろしくお願いしたいと思

います。また、選手をはじめ応援される方々など大勢の方々が来町されます。心を込めたおもてなしで歓迎をいたしたいと考えております。また、併せて南越前町の魅力を町内外に発信していきたいと考えておりますので、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それではここで、今年度の主な事業の状況につきまして述べさせていただきます。はじめに、今庄住民センター（仮称）整備事業であります。昨年度の2年間で継続費を設定いたしまして、事業を進めておりました。本年10月末日を完成期日として、工事につきましては急ピッチですすめられているところであります。工事完成後、11月24日に町内外から多数のご来賓をお迎えし、落成式を執り行う予定であります。完成から落成式まで、いろんな検査そしてまた備品等の納入がありますので、今しばらくお時間をいただきたいと思っております。

また、仮称でございました名称については、正式に「今庄住民センター」といたしたく、併せて河野総合事務所庁舎についても、「河野住民センター」に名称変更をいたすところであります。行政機能と町民が集う公民館機能等を併せ持った複合的な施設であるため、今までも馴染みのある名称として引き継ぐものであります。加えて、行政機能の名称につきましては、町村合併以来、「総合事務所」として使用してきたところでありますけれども、合併来13年が経過し、人員等も減少し、取り扱う業務につきましても一定の整理がなされてきたところであります。今回の機を捉え、名称から「総合」の看板を外しまして、支所業務を中心に行う「今庄事務所・河野事務所」として改めてスタートするものであります。名称は変更となりますけれども、業務の内容については変更ございませんのでご理解をいただきたいと思っております。今回の名称決定にあたりまして条例の制定と一部改正が必要となりますので、後ほど説明させていただきます。

次に、北陸自動車道で県内唯一のサービスエリアである南条サービスエリアには多くの方が訪れておられて、このことを最大限に活かし地域の活性化を図るために、サービスエリアと接続した農林水産物また特産品等を物販する地域振興施設の整備をすすめることといたします。本年度は、用地造成及び実施設計に着手いたします。

次に、上平吹橋架替事業では、今年度、下部工事最終の左岸橋台と左岸町道取り付け道路の拡幅を進めるところであります。

最後に、定住化対策事業では、分譲団地として旧南条第二保育所跡地、湯尾地区及び桜町地区で住宅用用地の造成に取りかかるのをはじめ、旧南条第二保育所跡地では、2世帯が入居できる町営住宅2棟を新築いたすところであります。以上、上半期の事業の進捗状況について、ご説明を申し上げます。

それでは、9月定例議会に提案いたしました各議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。提案いたしました議案は、専決処分の承認を求めるものが1件、補正予算に関するものが5件、決算認定に関するものが2件、条

例の制定に関するものが1件、条例の一部改正に関するものが2件、訴えの提起に関するものが1件、工事請負契約の変更に関するものが1件、財産の取得についてが2件で、合計15件であります。

最初に、議案第60号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは事務上、急を要し議会を招集する時間的余裕がないものと認め、平成30年7月31日に専決処分をもって決定いたしましたものであります。その内容は、平成30年度南越前町一般会計補正予算（第3号）であります。予算現額に4,979万3千円を追加し、予算総額を88億4,677万6千円にいたしましたものであります。

歳出の主なものは、総務費では、本年7月の西日本豪雨被災町村への公費義援金に20万円、河野総合事務所空調冷却塔改修工事に777万6千円の追加、民生費では湯尾保育所保育室空調機入替工事に50万8千円の追加、農林水産業費では、7月豪雨災害対策で山海里集落支援事業補助金に964万1千円、農道土砂撤去等応急工事に540万円、林道今庄池田線災害復旧事業測量設計業務に74万8千円、林道土砂撤去等応急工事に650万円、治山土砂撤去等応急工事に455万円の追加、土木費では同じく7月豪雨災害対策で、町道榊谷ダム2号線災害復旧事業測量業務に101万6千円、町道応急対応工事に315万円、砂防応急対応工事に110万円の追加、教育費では、河野中学校3年教室空調設備取替工事に130万円、河野図書館嘱託職員賃金等に177万円の追加、災害復旧費では、林道越前西部1号線災害復旧工事に582万7千円の追加等であります。

歳入については、県支出金で林道災害復旧事業補助金として378万7千円、繰入金で電源立地地域対策交付金事業維持基金繰入金として50万円、繰越金で純繰越金として4,370万6千円、町債で農林水産業施設災害復旧事業債として、180万円の追加であります。以上、専決処分の承認を求めることについての説明は終わります。

次に、議案第61号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第4号）であります。予算現額に1,860万2千円を追加し、予算の総額を88億6,537万8千円にいたそうとするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、会計年度任用職員制度導入のための例規整備事業に205万2千円、今庄住民センター落成式典関係経費に120万円の追加、民生費では、河野保育園屋根改修工事に514万3千円の追加、衛生費では、国民健康保険今庄診療所特別会計繰出金に164万4千円の追加、農林水産業費では、県単小規模土地改良事業に160万円の追加等であります。

歳入の主なものは、繰越金では純繰越金として1,642万9千円の追加等であります。

次に、議案第62号 平成30年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に151万6千円を追加し、予算の総額を11億2,090万1千円にいたそうとするものであります。歳出につ

いては、平成29年度退職者医療療養給付費等交付金返還金として126万7千円の追加であり、歳入については、繰越金で療養給付費等交付金繰越金として、126万6千円の追加であります。

次に、議案第63号 平成30年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に257万5千円を追加し、予算の総額を2億6,235万1千円にいたそうとするものであります。歳出については、産休・育休代替看護師嘱託職員人件費で257万5千円の追加であり、歳入については、繰入金で、一般会計繰入金として164万4千円の追加等であります。

次に、議案第64号 平成30年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に124万6千円を追加し、予算の総額を1億1,841万1千円にいたそうとするものであります。歳出については、産休・育休代替看護師臨時職員人件費で104万4千円の追加であり、歳入については、繰越金で、前年度繰越金として90万3千円の追加等であります。

次に、議案第65号 平成30年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。保険事業勘定の予算現額に1,280万3千円を追加し、予算の総額を14億3,197万3千円にいたそうとするものであります。歳出については、平成29年度精算による国庫支出金等の返還金に、1,280万3千円の追加等であり、歳入については、介護保険基金繰入金として1,198万8千円の追加等であります。以上、補正予算に関する議案5件につきまして、ご説明申し上げます。

続きまして、議案第66号 平成29年度南越前町各会計歳入歳出決算認定及び議案第67号 平成29年度南越前町水道事業会計決算認定につきまして、その概要をご説明申し上げます。平成29年度の一般会計、特別会計の11の会計の決算が、会計管理者から提出され、企業会計である水道事業会計を併せて、先般、監査委員の審査に付し、審査が終了いたしましたので、その概要を報告し、認定を賜りたいと存じます。

まず、一般会計の決算であります。歳入総額は93億3,277万円、歳出総額は88億3,148万7千円で、歳入歳出の差引きは、5億128万3千円となりました。この差引額のうち、翌年度へ繰越すべき財源が1億2,951万6千円ありますので、実質収支は3億7,176万7千円となりました。歳入は、前年度比1億5,354万9千円の増、歳出は前年度比1億967万円の増となりました。歳出を性質別にみてみますと、まず、人件費は13億5,089万1千円で、前年度比953万6千円の増、物件費は11億7,441万円で、前年度比8,823万4千円の増、一部事務組合への負担金等の補助費等は11億1,392万1千円で、前年度比4,753万4千円の減、起債の返済のための公債費は10億7,338万円で、前年度比7,724万6千円の減、普通建設事業費は19億5,975万2千円で、前年度比1億4,385万2千円の増、特別会計への繰出しなどの

繰出金は10億1,507万8千円で、前年度比5,212万2千円の増、積立金は880万2千円で、前年度比2億3,626万5千円の減となりました。また、義務的経費であります人件費、扶助費、公債費の合計は31億7,349万8千円で、前年度比8,775万3千円の減となり、歳出総額に占めます割合は、35.93%となりました。

主な建設事業等といたしましては、上平吹橋橋梁架替事業に2億1,496万7千円、今庄住民センター（仮称）整備事業に1億9,340万6千円、昭和会館耐震改修事業に1億8,023万円、河野小学校放射線防護対策事業に1億7,028万1千円、南条SA周辺地域振興施設整備事業に9,883万6千円、情報通信利用環境整備推進事業に9,192万4千円、河野地区コンビニエンスストア一体型施設整備事業に7,916万7千円、町内小中学校空調整備事業に6,787万9千円、齋藤家改修事業に5,476万3千円、阿久和区集会所建設事業に5,079万2千円などを実施いたしました。

歳入の主なものは、町税は13億1,198万1千円で、前年度比437万8千円の減、地方交付税は41億7,621万円で、前年度比4,739万6千円の減、国県支出金は17億5,824万9千円で、前年度比1億9,390万4千円の増、町債は6億1,890万円で、前年度比1億6,220万円の増、なお、平成29年度末の起債の残高は、66億7,906万3千円となり、前年度比、4億148万4千円の減となりました。

次に、10の特別会計につきましては、決算の合計額は、歳入が38億8,602万5千円、歳出が37億9,217万5千円となりました。最後に、水道事業会計であります、収益的収入は4億3,488万円、支出は4億3,408万1千円で、純利益として80万7千円を計上することとなりました。また、資本的収支につきまして、支出総額が1億5,229万1千円となり、過年度分 損益勘定留保資金で補填いたしました。以上、平成29年度の各会計及び水道事業会計の決算状況についてご説明申し上げます。是非とも認定賜りたく、よろしくご説明申し上げます。

次に、議案第68号 南越前町総合事務所設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、今庄住民センターの整備に伴い総合事務所の名称等を変更したいので、今回、提案いたすものであります。

次に、議案第69号 南越前町住民センターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。これは、今庄住民センターの整備に伴い各住民センターを統一的に管理したいので、今回、提案いたすものであります。

次に、議案第70号 南越前町営駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、新たな町営駐車場の設置に伴い南越前町営駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるため、今回、提案いたすものであります。

次に、議案第71号 訴えの提起について、ご説明申し上げます。これ

は、町有地の放置自動車について撤去を求める訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、今回、提案いたすものであります。

次に、議案第72号 今庄住民センター（仮称）新築工事変更契約の締結についてご説明申し上げます。この契約につきましては予定価格が5,000万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、今回提案いたすものであります。内容は、契約金額を3億7,700万6千4百円から3億9,418万9千2百円に変更いたそうとするものです。

次に、議案第73号 財産の取得について、ご説明申し上げます。この財産の取得につきましては、予定価格が700万円以上の動産の買入れのため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要といたしますので、今回、提案いたすものであります。取得する物品は、小型ロータリー除雪車（1.0m級）で、契約の方法は指名競争入札で、契約金額は918万円で岩崎工業株式会社から取得をいたそうとするものであります。

最後に、議案第74号 財産の取得について、ご説明申し上げます。この財産の取得につきましては、予定価格が700万円以上の動産の買入れのため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要といたしますので、今回、提案いたすものであります。取得する物品は、除雪ドーザ（11t級）で、契約の方法は随意契約で、契約金額は1,488万2千4百円で、コマツサービスエース株式会社から取得をいたそうとするものであります。

以上、9月定例議会に提案いたしました15議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議をいただき妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

**○議長（井上利治君）** これにて、提案理由の説明を終わります。

次に、日程第19 報告第9号 専決処分事項の報告について（法律上、町の義務に属する施設管理の瑕疵による損害賠償の額の決定について）から日程第21 報告第11号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について及び日程第22 陳情第4号、日程第23 陳情第5号については、お手元に配布してありますのでご覧願います。暫時休憩いたします。

---

休 憩

〔休憩 午前10時39分〕

[再開 午後 1時00分]

---

再 開

○議長（井上利治君）会議を再開いたします。日程第4 議案第60号 専決処分承認を求めることについて（平成30年度南越前町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長（井上利治君）質疑なしと認めます。質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長（井上利治君）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。議案第60号は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議長（井上利治君）起立全員です。よって、議案第60号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、町長から提案理由の説明がありました日程第5 議案第61号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第4号）から 日程第18 議案第74号 財産の取得についてまでの14議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長（井上利治君）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

---

議案の常任委員会付託

○議長（井上利治君）次に、日程第24 議案の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第61号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第4号）から議案第65号 平成30年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5議案並びに議案第68号 南越前町総合事務所設置条例の一部改正についてから議案第74号 財産の取得についてまでの7議案及び陳情第4号、陳情第5号につきましては、配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ審査を付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（井上利治君）異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案



第65号までの5議案並びに議案第68号から議案第74号までの7議案及び陳情2件につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことに決しました。

---

## 一 般 質 問

**○議長（井上利治君）**次に、日程第25 一般質問を行います。一般質問は、一問一答方式と、一括質問、一括答弁方式との選択制となっております。また、質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。一般質問は、高橋宏介君、大浦和博君、城野庄一君、熊谷良彦君、喜村喜代治君、加藤伊平君、山本優君の7名から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、1. 南条SA周辺地域振興施設整備事業について

2. 新ごみ施設の建設取り組みについて

13番 山本優君。

〔13番（山本 優君）登壇〕

**○13番（山本 優君）**それでは、ただいま議長のご了解をいただきましたので、今期9月定例会に当たりまして質問をさせていただきたいと思っております。今回は、新人議員を含めまして大変たくさん議員から質問が出るようでございます。トップバッターを務めさせていただきます私、若干緊張をしながらこの演壇に立たせていただいております。それから、トップバッターになりましたので、今日この服装は、今度の来月から行われます国体の盛り上げということで、国体に関するTシャツをつくって、着て、理事者側も一緒に今回の本会議に臨んでおりますので、この点につきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、私は今回、今ほど議長のほうからも説明がありましたように、南条サービスエリア周辺地域振興施設整備事業と、2つ目といたしましては、上野に計画をいたしております新ごみ焼却施設建設についての2点についてご質問をいたしたいと思っております。それぞれ今ほど質問の方式については一問一答方式あるいは一括質問、一括答弁という説明がございましたが、わかりやすくする意味も含めまして、私は一問一答形式という形で質問をさせていただきたいというふうに思っております。この点につきましては、時間の制限もございますので、的確に、簡潔にお答えをいただきますようお願いをいたします。

まず、南条サービスエリア周辺地域振興施設整備事業についてであります。前回の6月の議会でも取り上げさせていただいております。その中で一部施設を、指名型プロポーザル方式で三谷商事に指定管理者の予定者となったことが明らかになりました。そしてそのほかの部分については、それ以降

いろいろと検討がなされているわけでありましてけれども、若干の私たちの手元に見せていただいているものにつきましては全体の概要的なものが出されているわけでありまして、地元の私たちにいたしますと、この施設がオープンをして、そしてこの南越前町、特に南条地域も含めてでありますけれども、大いに興味を持っているところであります。その内容は、ぜひ広く町内外に明らかにすることによりまして、私たち議員も、一般町民も、できることはできるだけ協力をしていきたいというふうに考えております。前回の6月の質問以降、今回のこの施設についての進捗状況について、まずお聞きをいたします。

○議長（井上利治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの山本議員ご質問の南条サービスエリア周辺の地域振興施設整備事業についてお答えをいたします。先般の6月議会でもご説明をさせていただきましたとおり、施設の指定管理の予定者につきましては、三谷商事株式会社がプロポーザル方式によりまして選定委員会を経て、5月16日に指定管理予定者として選定されたところであります。その提案の内容としましては、北陸、福井、丹南の逸品がそろそろ物産販売コーナーや地域の素材を使った飲食コーナーのほか、県外から多くの方が立ち寄るサービスエリアの立地を生かした観光の案内、情報発信の充実、さらには町内各地域との連携を図り町内ブランドの向上に向けた取り組みも提案をいただきました。また、町民と訪問者の新たな憩いの場としてのウォーターランド南条の公園の改修方法も提案をいただきまして、新たな施設と既存の公園を一体的に整備する計画となっております。

現在の進捗状況としましては、5月16日にこの指定管理の予定者が選定されて以来、6月1日に協議会の下部組織で商工会、観光団体、農林漁業の地元団体などで構成されます第1回の運営部会を開催いたしております。また、その後も町の商工会、観光協会、農業の関係者との会合の場を持ち、現在は、地元の方々が出品、また出店するための山海里エリアについて、その運営方法や新たな組織づくりについて協議をしているところであります。また、本事業は、高速道路の休憩施設を活用した観光振興、そしてまた地域活性化の核となる先駆的な取り組みとして、国の国交省のモデル事業に選定された事業であります。この事業実施に向けては、国交省、そしてまた福井県、中日本高速などと協議を重ねてきておりまして、先月、8月31日には、関係機関で組織する第1回のモデル事業部会を開催いたしまして、整備に係るアドバイスまたは課題の整理を行ったところであります。

一方、ハード整備につきましては、8月に施設の用地造成工事に着手したところでありまして、今後は、隣接する道路の改良工事、またそれに伴う水道管の移設工事などについて年度内完成を目指しているところであります。以上、山本議員の回答といたします。

○議長（井上利治君） 山本優君。

**○13番（山本 優君）**ありがとうございます。本施設は、町が主体的に計画をして、そして町内の商工会、農協、漁協など、町民などに対して中心に検討をされておられるわけでありませうけれども、この計画そのものが町民に対してはどのように広報をされてきたのか。そして、今ほど町長のほうから説明がありましたけれども、それぞれの団体との協議を重ねてくる中で、いわゆる町から計画は示すと同時に、各団体からのいろんな質問、要望あるいは意見等があったのではないかなというふうに思うんですが、その辺についてのどのようなものがあったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

**○町長（岩倉光弘君）** 本事業の取り組みにつきましては、商工会、農協、漁協との協議についてですけれども、先ほど申し上げましたように、商工会、観光協会、農協、漁協など地元関係団体については本事業の協議会に参画しておりまして、昨年度に2回、また、このような地元関係団体につきましては、地域の活性化に向けた運営などを検討する運営部会においても協議をしてきているところであります。

協議会や運営部会以外においても、6月から7月にかけて個別に商工観光団体との協議をしております。また、農業関係者につきましても、営農協議会の構成団体に対して説明会も実施をいたしております。また、本事業に幅広く関心を持っていただくために、協議会委員の方々に加え、いろんな関係団体の方々にも声かけをいたしまして、7月18日には先進地視察も開催し優良事例の研究も行っているところであります。

いろんな意見をいただいておりますけれども、その中では、この新しい組織の運営を図る上で、経営の採算性の確保を前提に、山海里エリア内の販売物について、町内外産品も含め、指定管理の予定者であります三谷商事株式会社との調整というものが必要になってきます。また、山海里エリア内に設置する商品の陳列台をどうするんだということ、またその設備購入をどうするか、また野菜等の生産奨励、生産拡大に対する行政からの財政支援、そういったものが必要であると、こういうような意見が出されて随時調整をしているところであります。以上です。

**○議長（井上利治君）** 山本優君。

**○13番（山本 優君）** それぞれ努力しておられることは、それなりに見えてくるわけでありませうけれども。ただ、当初予定をされた計画からいたしますと、随分ゆっくりしているなという感じもいたします。特に商工関係の場合は、品物さえあればいつでも成り立つわけでありませうけれども、そのほかの、例えば農業産品等については、今日明日にすぐそろえるというものでは、特に市場から仕入れてくるということであればそういうこともできるんでしょうけれども、いわゆる地元の農業者あるいは漁業者の方々のためのという意味からいきますと、もっと急いだ形での進行というものが必要なのではないかなというふうに思います。先ほどの計画の遅れている状況と、それから今後のことについて、スケジュールにつきましてお聞かせをいただきたいと

思います。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

**○町長（岩倉光弘君）** 今後のこの事業のスケジュールでありますけれども、現在、指定管理予定者、三谷商事と十分協議をしながら、この施設規模、そしてまた施設内のゾーン配置、それを当然山海里エリアの方と協議をしているわけですが、そういう基本計画を策定をしているところでありまして、その協議が今、大変時間がかかっているということで、当然地元の方々で運営します山海里エリアの組織の形態、そしてまた運営方法にも時間を要しているというのも現状ですし、この施設に入っただけなのに、やっぱり魅力ある施設にするためにはどうあるべきかというコンサルもあわせて受けているところでもありますし、また財源的な問題もあるのも事実であります。引き続き、この地域に根差した円滑な運営の達成に向けまして、地元団体の総意をいただきながら調整をしてみたいと思っております。

また、6月議会で示したとおり、来年度からは施設の本体工事の着手を予定しております。一方で、今ほど申し上げました地元関係団体との調整というのが一番重要な課題であるというふうに思っております。指定管理者、地元の関係団体、そして町が一体となって十分に協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

**○議長（井上利治君）** 山本優君。

**○13番（山本 優君）** いろんな難しさがあることについてはある程度理解をいたしますし、それから、今ほど町長の口から三谷商事の話が随分出てくるわけですが、この施設、我々が期待をするのは、何たって地元の産品が積極的に売れる、そして地元の人たちの潤う施設になると、ここにポイントがあるかというふうに思うんです。そういう意味では、もちろん競合することのないような三谷商事との調整は当然必要だと思いますが、そのためにも、まずは、今ほどから話が出ております山海里エリアの事業を担ってくれる人、人材といいますか、団体になりますのか、個人になるのかわかりませんが、それをまずは決めることが大事なんではないかなというふうに思います。そうしないと、今、造成工事が進んで具体的に建物を建てるということになれば、当然その段階では、建物をつくってから中を入れるんではなしに、いわゆる中に何をに入れるかに合わせて建築はやっていくべきだというふうに思います。その辺をぜひ早急に対応していただきたいというふうに思います。

次に、これらの施設ができ上がったときに、地元の人にももちろん頑張ってもらっていただくのは基本ではありますけれども、新しく町内外から関心のある人たちに、若い人たちに働く場として提供をして、そして町の人口増加にも大いに役立てていただきたいと思いますというふうに思います。そういう意味では、新たにやろうとする事業の場合には、なかなかノウハウの面、いろんな面が難しいかなというふうに思うんですけれども、そういう意味では、町と

しては積極的にそういった、先ほどから先進地の視察という話も出ておりましたけれども、やはりこれらの事業をやろうということになりますと、単なる見学じゃなくて積極的なその人材の育成ということも必要なのではないかなと。平成33年オープンということになりますとそんなにゆっくりしている状況にはないかと思うんですが、これらの点については町長としてはどう思われるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

**○町長（岩倉光弘君）** 今の事業推進の人材育成対策でありますけれども、山海エリアを運営する新しい組織との連携を密にしながら、新たな地場製品の開発というものも進めていかなければならないと思っておりますし、出店希望者の発掘にも当然力を入れていく必要があると思っております。また、多くの生産者、そしてまた商業者がこの新しい組織に気軽にかかわっていくような、入っていけるような、そういう体制の構築というものも大事かなと思っております。そのため、今後、活発な意見交換、協議の調整を進めていきたいと思っております。

**○議長（井上利治君）** 山本優君。

**○13番（山本 優君）** ありがとうございます。今、町長のほうから新しい地場製品の発掘という話も出ました。ぜひ私たちもこれは大いに期待をしたいというふうに思います。これも、先ほども申し上げましたように、一朝一夕にでき上がるものではないなというふうに思いますし、現在、町内にこれから外向けに発信できるようなものを探すと、発掘するという部分もあろうというふうに思います。その辺を今後ぜひ期待をしたいと思っておりますし、我々も協力できることは積極的に協力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをして、意見を申し上げて、次に移りたいと思っております。

2番目の質問でありますけれども、今回、準備が進んでおります新ごみ施設の建設の取り組みについてお聞かせをいただきたいと思っております。南条地区の上野に既に用地の造成が進んでおります。新ごみ施設建設の件は、南条地区の町民にとっては大変高い関心事であります。4月の選挙にも賛否両論が行き交いました。改選後の6月議会でも取り上げられ、多くの町民が傍聴する中で町長は説明がありました。そして今回、改めてもう1回ご質問をさせていただきたいということで質問をさせていただくわけでありましてけれども。

建設地の首長として説明をいただいたわけでありましてけれども、しかし、地元の方々にとっては、十分に理解されたのかどうかというのは若干不足があるのではないかなというふうに思います。状況の中でお聞きをしているところでは、現在、今回のこのごみ施設については、裁判所に調停が進められているというふうに聞いております。このことについては、調停でありますし、裁判の取り組みでありますので説明をいただけないことがあろうかというふうに思っておりますけれども。このことについて、町長はどのように係わり判

断されておられるのか、そこのところからまずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（井上利治君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本議員の新ごみ施設の建設の取り組みについてお答えをいたします。現在進められております調停の進捗状況についてであります。今も山本議員おっしゃいましたように、この民事調停につきましては、民事調停法の定めによりまして、この調停の申し立てから終了までの手続やその記録につきまして公開することはできないということになっておりますので、その進捗状況の詳細を報告することはできませんが、現在、申立人と南越清掃組合双方の代理人によりまして、この施設運営の方向性、そしてまた安全性に関する意見について、法律的な見地に立った調整が進められているというところでございます。町としましても、南越前町に整備される施設に関してのことでもありますので、慎重にその動向を見守っているところでもあります。以上です。

○議長（井上利治君）山本優君。

○13番（山本 優君）ありがとうございます。今ほど説明いただきましたように、現在進んでいる調停の中身については、町長自身も全部把握しているわけではないと思いますので説明いただけないことも、それはやむを得ないというふうに思うんですが、いろいろと、その地元の首長としては、住民の安全と、そして不安解消というのは、最も大切な首長としてのお仕事だというふうに思います。

6月のときにも、今回つくられる予定の施設についての内容については最新の技術でというふうなことで説明がありまして、それはそれとして、かつてごみの焼却施設というともうもうと煙が出るようなイメージがありましたけれども、そんなことはこれからはないんだろうなというふうに思います。しかし一方では、これらの施設も技術は日進月歩するというふうに思います。そういう意味では、この排ガスの規制あるいはそこに至る交通安全等については、やはり地元の住民としては決して不安がないということではないというふうに思いますし、それから、それらの施設の排ガスその他の状況について新しい技術が出てきた時には、やはりそういうものに積極的に対応をするということも必要だというふうに思います。そういう意味で、町長はこの建設の当事者ということではありませんが、いわゆる清掃組合の管理者は越前市の奈良市長、町長は副管理者ということでもありますので全く関係ないということではありませんが、建設地の責任者として、これらのいろんな新しい技術に従って積極的にそれに対応してもらおうということも必要なのではないかなというふうに思います。そういう意味で、これからの住民の安全と安心をどのように担保されるのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（井上利治君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）安全の担保についてですけれども、この新しいごみ処

理施設については、先ほども言いましたように、最新技術を導入した安全性、環境性に配慮した施設となっております。排ガスにつきましては、法の規制値にさらに上乗せした、もっと厳しい自主規制値を定めまして、24時間の監視のもと、運転をしていきます。また、地元区と締結しました公害防止協定、この協定書で示された、煤塵、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素につきましては、新しいごみ処理施設内、そしてまたこの役場内にモニターを設置をいたします。そしてまたホームページでも常時公開をまいります。さらに、この施設は、震度6強の地震、そしてまた最大積雪2.5メートルの大雪にも耐えられる、そういう設計となっております、地震時は施設を自動で停止するほか、非常用の発電設備も備えているということでもあります。

議員ご指摘の安全の担保についてですが、町としましては、この施設が安全運転によりまして安心できる施設でありますとともに、町民から信頼される施設であることに主眼を置くことを、事業主体であります南越清掃組合に常に要請しているところであります。そのためには、法令を遵守した適正な運営が行われているかということに注視する必要があります。また、公害防止協定書に記載されております排ガス数値の地元区への公表、また地域住民に被害が生じた場合の補償、苦情処理の対応、必要に応じた立ち入りの検査、そしてまた安全に関する各種対策については、確実に実施できるように確認をまいります。以上です。

**○議長（井上利治君）** 山本優君。

**○13番（山本 優君）** 今、町長の思いを聞かせていただきました。我々もそれを聞きながら、守られるかどうかということは今後しっかりと見守っていきたいというふうに思いますし、それから今現在行われています調停については、まだ我々のところにはもちろん全く知らされているわけではありませんけれども、それがある程度明らかになった段階で、それでいいんかどうかということも含め、あるいは今後の、今ほど言われましたこれらの安全、安心の担保の面については、今後も積極的に我々は監視をしていきたいというふうに思っております。この多くの話題を持ってありますこの施設、これをマイナス施設として見るだけではなくて、やっぱり一方では、もちろん誘致をするようなものではなかったかもしれませんが、これらのこの施設が地域のためにプラスになる部分、あるいはそれが住民にとって学習の場所あるいは広報の場所というふうな意味でも大変大切だというふうに思っております。そういう意味で、この施設の活用について、町長の考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

**○町長（岩倉光弘君）** この施設の活用については、以前からいろいろ要望もあるところでありますけれども、環境教育を提供する場とするために、学校、そしてまた団体、また地元の住民などが利用できる会議室、そしてまた見学のエリアも整備をしていきたいと思っております。まず会議室につつま

しては、管理棟の2階にAV環境を整えた大会議室を設けまして、ごみの発生から最終処分まで、またこのリサイクルについてのビデオによる学習などにも利用していきたいと思えます。また、見学エリアにつきましては、工場棟2階に見学の窓を備えた通路を配置して、ごみを搬入するプラットフォームからごみのピット、また、ごみを燃やした熱で発電を行う蒸気タービンなどが見学できるようになっております。また、この見学窓から見えない部分につきましては、3Dの映像装置、また音声のガイダンス付きのパネルを設置する予定であります。これらに加えまして、施設の東側にはポケットパークを設置いたしまして、憩いの場やイベントにも活用のできる、そういう施設にしていきたいと思えます。このように、この新ごみ処理施設では、ごみの分別、そのリサイクル、熱エネルギーなどの再利用など、幅広い環境学習の提供というものを考えているところであります。以上です。

○議長（井上利治君）山本優君。

○13番（山本 優君）ありがとうございました。それでは最後に、質問でなしに私の意見を申し上げて質問を終わりたいと思えますけれども。今ほど、この施設の別な意味での活用の仕方について、あるいは施設についての内容について説明をいただきました。これは我々も学校なりあるいは地域でのいろんな学習にも活用をしていきたいというふうに思っておりますが、私の質問のポイントは、やはり住民の安全、安心をどう担保するかということに尽きると思えます。そういう意味で、今回調停が進んでおります内容については、我々もぜひ関心を持ちながら、どういう形の調停がなされるのか関心を持っていきたいというふうに思っております。

さらに、地元の首長としてお願いをいたしたいことは、それらがいかにして守られるか、いわゆる状況が混乱をしたり、あるいは守られなかったときにどう対応するかということが大切なことだろうというふうに思えます。そのときには、地元の住民を守る、安全、安心を守るという立場で、ひとつぜひ対応をしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上利治君）これにて山本優君の質問を終わります。

- 次に、
1. 若者の定住化対策と地域の活性化について
  2. 有害鳥獣対策について

6番 喜村喜代治君。

〔6番（喜村喜代治君）登壇〕

○6番（喜村喜代治君）議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。私も今回といいますか、まだ2回目の議会でございますけれども、一般質問、初めてでございます。ベテラン議員が緊張する中、私はまだ心臓が打つかなというふうな思いでございます。そういう中で、今日は2点お願いをいたしたいと思えます。

まず、若者の定住化対策と地域の活性化についてでございますが、今、少子・高齢化の波が日本中を襲っております。まして、この南越前町にはさら



に大きな波が押し寄せております。町の人口は、平成17年の合併時に比較いたしまして約15%の減少と、また地域によっては25%近く減少をしている地域もございます。集落の維持さえ困難な時代がすぐそこへ来ているのではないかなというふうに思われます。そこで今回は、若い世代の定住化に向けた、いろんな角度からお尋ねをいたしたいというふうに思います。

まず、住宅政策でございますが、町ではこれまでに、若い世代の定住化促進に向け、町の中心部周辺に町営住宅あるいは団地を造成して若者の流出を防止するとともに、町内での定着化を図ってきております。今後におきましても宅地造成計画があればご説明をいただきたいと。また、中心部以外の山間部における地域や集落での若者定住化対策のお考えはいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

**○町長（岩倉光弘君）** ただいまの喜村議員のご質問の若者の定住化対策と地域の活性化についてお答えをいたします。まず、住宅政策に関してでありますけれども、町では平成27年度に、定住に向けたマスタープランを策定いたしております。計画的に町営住宅の建設または分譲地の整備、また新築とかリフォームに対する補助など、若い世代の定住化対策、定住化促進に取り組んできたところであります。平成27年度からの実績でありますけれども、東大道の団地、桜町の団地、堂ノ下の団地、また栄区の団地の4カ所において計23区画の分譲地を造成しております。また、丸山団地やかひるニュータウンの既存の分譲地を含めると、合計で28区画が契約をいただいているというところであります。

また、定住化に関する助成事業としましては、新築に対しては44件、リフォームに対しては14件の支援を行っております。あわせて、町営住宅の長寿命化についてでありますけれども、関ヶ鼻の公営住宅で6戸、甲楽城の公営住宅で12戸、きとつけはうす今庄で6戸、大鶴目の住宅団地の1号棟で12戸、甲楽城の定住化促進住宅で5戸の合計41戸の改修を行っております。

一方、今後の宅地造成の計画でありますけれども、今年度、湯尾地区に8区画、桜町団地に6区画、南条第二保育所跡地に2区画の分譲地を整備する予定であります。また、町営住宅につきましても、南条の第二保育所跡地に4戸の新築を計画いたしております。また、住宅の長寿命化につきましても、今年度はニュー今庄ハイツ1号棟で12戸、大鶴目住宅団地2号棟で12戸、合計24戸の改修工事を現在行っております。次年度以降の計画につきましても、南条第二保育所跡地には引き続き町営住宅を整備する予定であります。この町営住宅や分譲地の状況については、非常に問い合わせが多くて非常にニーズが高いことから、今後も計画的に整備をしていきたいというふうに考えております。

また、中心部以外の山間地における地域、集落での若者の定住化対策につ

きましては、若者が地域、集落に残りまして定住することは非常に重要であるというふうに認識いたしております。町としましては、この新築、そしてまた改修に係る費用に対して支援するなど、地域に残ってもらうためのそういう取り組みを実施しているところでもあります。具体的な事業としましては、同居するためのリフォームに対して上限90万円を支援する多世帯同居リフォーム支援事業補助金、また親御さんの近くに新築した場合に上限50万円を支援する多世帯近居住宅支援事業補助金、その他、町内に新築した場合に上限の50万円を支援する定住に向けた住宅新築促進事業補助金などが今あります。

今後、中心部以外の山間地における若者定住化対策としましては、このような取り組みを引き続き行っていきたいと思っておりますし、若者、若い世代の定住に対するニーズということもしっかり把握しながら、山間地においても定住しやすい環境づくりというものを検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○議長（井上利治君）** 喜村喜代治君。

**○6番（喜村喜代治君）** 若者が地域にとどまり、結婚や子供の誕生を機会に別棟を新築したり、そして新築して生活する場合、あるいはUターンして集落に戻り住宅を新築、今町長からもお話がありましたけれども、改築する場合の支援があるということでございますが、町にとって、この集落の中で世帯を持って生活をするということは、集落の活力が生まれると、そして地域の活性化にもつながるのではないかという思いでございます。もちろんこの金額、50万とか90万とかというお話が出ましたけれども、お金だけの問題ではございませんが、町の分譲地で新築したときの助成と同額ぐらいのところまで出していただいで、少しでも若者に魅力のある助成となるように検討していただけたらというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

**○町長（岩倉光弘君）** 喜村議員おっしゃることよくわかりますので、若い人たちがどういうニーズを持っているかということをしつかり把握しながら、また町全体の少子化対策をどうするかということも含めて再度検討していきたいと思います。以上です。

**○議長（井上利治君）** 喜村喜代治君。

**○6番（喜村喜代治君）** よろしくお願いをいたします。次に、これ一つの例ですけれども、町内の山間部のある集落では、全世帯数が20戸、そのうち12戸の家で後継者があると。若者の地元定着率が非常に高く、集落にも活気が見られます。これらは、集落の中の話を開きますと、若者を中心とした住みよい集落づくりを一生懸命やっているという、そういう結果であるというふうに思われます。いま一度、地域の現状を踏まえて、人づくり、集落づくりを推進すべきだと思いますが、町のお考えはいかがでしょうか。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、町が実施したんだろうと思うんですけれども、16歳から39歳の方のアンケートの結果が発

表されております。この結果によりますと、この南越前町に愛着を感じる人が77%、これからも住み続けたいと思っている人が約50%あるということでございます。自分の住んでいるところに愛着を持って、さらに住み続けたいと思っている若者が多くいることは、町にとって非常に心強いものがあるんでなかろうかなというふうに思います。さらにこの数字が上がるような対策、またこれから就職を控える高校生、大学生の3年生あるいは4年生というところに地元定住を促す対策も必要であると思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。人づくり、集落づくりの対策とあわせて、今回は教育長さんをお願いをいたしたいと思っております。

**○議長（井上利治君）** 上田教育長。

**○教育長（上田康彦君）** 喜村議員のご質問にお答えいたします。町内において、今後、人口減少や高齢化が進んでいくと、集落内での生活が困難となり、さらには集落そのものの存続が難しい状況となっていくことが懸念されております。議員ご指摘のとおり、地域の活性化を進めていく上において、人づくり、集落づくりというものは大変重要なものと考えております。このため、町では、県の補助事業を活用して、それぞれの集落で将来にわたり和気あいあいと暮らしていくためには、今何をすべきかということを知り、考えるための講座の開催を予定しております。集落の実情を知り、資源や課題を洗い出し、最終的には地域づくりの活動のプランニングを行っていくという力を身につけていただくというものでございます。具体的な内容につきましては、各集落から地域の担い手やリーダーとして活動していただける3名程度の方を対象に1年間に5回の講座を開催し、人づくり、集落づくりについての力を習得していただいた上で、それぞれの集落へ持ち帰り、次年度より実践に向けて取り組んでいただくというものです。来年度より4年間継続して行っていく、複数年にわたっての受講者同士の意見交換会等も検討していきたいと考えています。

続きまして、若者の地元定住対策についてお答えいたします。若者がふるさとに愛着を感じ、さらに住み続けたいと感じるための対策といたしましては、小学生、中学生の時期における郷土に関する教育が大変重要であると考えております。そのため、本町では、町内の小学校3、4年生に対し、社会科の授業でふるさとをよく知ってもらうために、「わたしたちの南越前町」と題した副読本を作成、配布し、自分たちが住む南越前町に関する学習に取り組んでいます。また、総合的な学習の時間では、町の産業を生かした米づくりやへしこづくりなどの体験、羽根曾踊りや龍神太鼓などの伝統芸能を題材とした体験活動の実施、また地元の歴史遺産や文化財についての学習に取り組んでいます。そのほかに、平成28年度からは、地域力を活用し、ふるさとを愛する心を育み、ふるさとに貢献できる子供の育成を図ることを目的に、教育活動サポート人材バンクを立ち上げ、豊富な知識と経験を持った地元の方々を学校に派遣し講師を務めていただく取り組みを行っています。今回ご質問の高校生、大学生の地元定住を促す対策についてですが、まずは自

分の生まれ育ったふるさとを好きになってもらうことが第一であり、高校、大学の卒業の段階で好きになってもらうというのではなく、その段階ではもう既にふるさとが好きという状態になっていること、すなわち郷土愛が育まれた人格に成長しているということが大変重要なことだと考えております。このため、前段に説明させていただきましたが、小学生、中学生の時期における郷土愛を育むための取り組みこそが、高校生、大学生の地元定住を促す対策の根底と考えておりますので、今後も引き続き地元の皆様方のご協力を得ながら、ふるさと南越前町のよさとすばらしさを前面に出した教育を推進していきたいと考えております。以上、喜村議員の質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（井上利治君）** 喜村喜代治君。

**○6番（喜村喜代治君）** ありがとうございます。人づくり、集落づくりのリーダーの育成をお考えのようでございます。ぜひとも実施していただいて、若者が定着できる環境を整えていただけたらというふうに思います。

次に、有害鳥獣対策でございますが、最近、イノシシ、鹿というのが夜間、道路に飛び出して車と衝突すると。私も当たったことがございます。そういう事故が数多く発生しております。鳥獣害による被害も増えるばかりで、刈り取り寸前の田んぼが荒らされると、農業に対する意欲もなくなるのではないかとこのように思われます。これまでに侵入防止の対策として、電気牧柵やワイヤーメッシュ等の設置で対応をしてみましたが、これらの対策でも限界が、自分が考えるのには限界があるというふうに思っております。そして、やってあるのに田畑を荒らされているのが現状でございます。滋賀県や嶺南のまちでは、恒久柵を設置して地域全体でイノシシ、鹿等を山の中に封じ込めているということでございます。本町においても恒久柵を導入して、山間部における集落や地域全体での取り組みを促進するお考えははいかがでしょうか。お伺いをいたします。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

**○町長（岩倉光弘君）** ただいまの恒久柵の設置について、お答えをいたします。南越前町における有害鳥獣の侵入防止対策につきましてはこの平成30年度に補助制度の大幅な改正を行いました。この整備促進に努めてきております。以前より被害を及ぼしてきたイノシシに対する電気柵、ワイヤーメッシュ柵の新設更新につきましては、資材費の80%補助をいたしまして、近年、急激にまた被害を及ぼしてきております鹿とか猿に対する防止柵整備については、9割の補助をいたしまして、この対象獣の変化に集落が対応可能な補助内容に改正してきております。さらには、実際の購入単価が補助の上限単価を超えた場合は、この20%まで単価を加算をいたしまして、よりこの集落の負担というものを軽減し、侵入防止柵設置に集落が取り組みやすい補助制度にしてきております。

また、鹿用の侵入防止柵につきましては、高さが2m以上のワイヤーメッシュ柵、またネット柵等の設置が必要でありまして、より丈夫な資材を使用

しなければなりません。そういうことから、通常、この鉄筋とか樹脂製のパイプを支柱に使用しているのを単管等の鋼材、これを支柱に変更するための補助メニューを新規に設置いたしまして、より強固な侵入防止柵の設置に対する支援を今実施しているところであります。

議員ご指摘の恒久柵の導入についてですけれども、町が施工主体となって工事を行うことは、事業量から考えて大変財政的に厳しい状況にあります。おおい町なんかは全部町が整備をし、何十億かけてやっているのもよくわかっております。しかしながら、地元集落の受益者負担というものをうちのやり方ですと大きくなることから、なかなか実施が難しいというのも現実かなと思っております。ただ、集落が施工主体となる場合には、この柵の資材費の購入に対して国または県による高率の補助制度がありますので、この補助金を活用して取り組むのも利かなというふうに思っております。以上です。

**○議長（井上利治君）** 喜村喜代治君。

**○6番（喜村喜代治君）** 従来までの資材費が8割から9割に町の補助率が上がったということ大変ありがたいことでございます。ただ、従来までは1m20cmぐらいが最高であったかなと。今2mの柵ということでございます。集落が今、国の補助金が高率の補助があるということでございますけれども、集落が施工主体になった場合、資材については国の補助制度があるということで、2mの恒久柵を馬力のある、力のある人がいる集落でしたら対応が可能だと思いますけれども、山間奥地、特に山奥へ行くとお年寄りが多い集落で、地元の力で設置できるかなという思いがするわけでございます。少しでも設置、材料はもらえる。設置に係る費用、業者に委託すれば結構なお金になると。その部分を町として少し追いかけていただくといいますか、助成をしていただけたら、それも2mの柵も増えていくのではないかなというふうに思いますけれども、なかなか財政的に厳しいというお話でございますが、どんなお考えでございましょうか。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

**○町長（岩倉光弘君）** 集落のその高齢化を考えたときに、今、喜村議員おっしゃるように、なかなか設置するのが集落では難しい。それを業者に任せて補助金をつけてということだと思っておりますけれども。集落の高齢化を考えたうえで、また集落の意向といいますか、集落をしっかりと実態というものを調査をしながら、再度検討していきたいと思っております。

**○議長（井上利治君）** 喜村喜代治君。

**○6番（喜村喜代治君）** どうぞよろしくお願いたします。次に、猿の対策でございますが、今年の春に社谷集落で数十匹の猿が檻の中に入って捕まえた。そして、処分をしたという話を隣集落でございますので話が漏れ伝わってまいりました。猿の場合は個体数を減らすべく檻での捕獲を数多くやっていただきたいなというふうに思うわけでございます。この群れといいますか、この数十匹の猿の処分によって、隣在所ですから我が集落にやってくる猿の群れは少なくなりました。そしてまた、やってくる回数も減りました

し、被害も減少しました。捕獲した効果は十分にあるというふうに思っております。今後、さらに檻の増設や新規の捕獲体制に努めていただきたいと思います。町のお考えをお伺いいたします。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

**○町長（岩倉光弘君）** 喜村議員の猿の捕獲についてお答えをいたします。猿の被害につきましては、例年、年末に農作物の被害調査というのを各区に依頼しまして実施しております。今までは水稲のほうが多かったんですけれども、今は家庭菜園等の農業被害が多いというのが実態であります。この被害軽減を図るための追い払いとか、捕獲等を適宜実施しているというのが現状であります。猿の捕獲については少し規制があるんですけれども、県が定めます福井県第二種特定鳥獣管理計画において有害捕獲頭数というのが定められておまして、本町に依存する2群というのは、それぞれ年間で、群れの20%までの捕獲が許されております。本町では、主に福井県猟友会の南越前支部会員で組織する有害鳥獣捕獲隊のほか、町の職員で組織します鳥獣被害対策実施隊が捕獲活動を実施し、個体数の調整と管理を行っているところであります。しかし、いずれの群れも個体数が増えておまして農業被害が増加しているということでもあります。主に今庄地区を行動している群れを専門の捕獲業者に依頼をいたしまして、昨年度から3カ年計画で個体数の調整を実施しているということでもあります。新たな捕獲対策としましては、今年度、この町の鳥獣害対策協議会が所有する大型猿の捕獲檻、これを2つ持っておりますけれども、これからスマートフォン、またパソコンで生の映像を送信して、その映像を見ながら捕獲作業を行うという最新のICTを利用した装置を導入する計画がありまして、特に南条地区と今庄地区にまたがって行動する群れを対象に定められた頭数の範囲で効率的に捕獲する計画を持っております。また、捕獲檻につきましては、本年度の猿の捕獲状況を見ながら、増設について検討してまいりたいと思っております。また、農業被害軽減のためには集落内にある管理されていない果樹の除去、またロケット花火、電動ガン等の追い払いの実施、また家庭菜園等においては防護柵の設置を集落全体で協力し行っていただくことが最も重要であります。町では、この追い払い資材、そしてまた防護柵設置への支援、シルバー人材センターへ追い払い活動を委託するとともに、集落等のご協力をいただきながら、この被害軽減に努めていきたいと思っております。以上です。

**○議長（井上利治君）** 喜村喜代治君。

**○6番（喜村喜代治君）** ありがとうございます。最後に要望だけちょっと申し上げて終わりたいと思います。今のお話ですと、有害獣である猿の捕獲が県で定められていると。しかも群れで20%というお話でございますが、20%の猿を捕獲処分しても、生まれてくる猿、最近、水飲み場には小猿をいっぱい連れております。また逆に増えてしまうのではないかなというふうに思われます。これ、農家の皆さん方はこの20%というのはわかってはいないと思うんですけれども、農家の被害への実情をお考えいただいて、捕獲

制限がこの20%でなくして、極端に言えば撤去するぐらいの要望を県のほうへしていただくということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（井上利治君）** これにて喜村喜代治君の質問を終わります。

次に、1. 7月豪雨による土砂流出について

2. ふるさと納税について

8番 加藤伊平君。

〔8番（加藤伊平君）登壇〕

**○8番（加藤伊平君）** それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。最初は、7月豪雨による土砂の流出であります。9月に入りましてからも台風とか地震とか大変大きな災害が続いておりますけれども、6月の終わりから7月にかけての集中豪雨では、広島県、岡山県、愛媛県ほかで200人以上の死者が出るなど多大な被害が発生しました。亡くなられた方には、心からお悔やみを申し上げます。

南越前町でも7月5日に土砂災害警戒情報が発表され、町内での被害は1億9,000万円ということで、全員協議会で報告がありました。私の身近な河川でも土砂の流出があったので、どう対応されるのかお尋ねをいたします。まず、大道南側の清水谷川、JR北陸本線鉄橋下付近で川幅を覆い尽くすぐらい大量の土砂が溜まっております。JRの橋脚もあり、どう対応する予定か、お尋ねをいたします。

また、この清水谷川上流、山林内の元ため池、大道北側の妙高団地上流、寺境内の元ため池にも水面の半分以上に土砂が流入しております。2つのため池とも下流の水源がパイプラインになったり、水田が住宅団地になったり、もう40年近く使われておらず、山中にあるということで地元でもその存在を認識しておりませんが、今後大量の雨が降り、ため池が決壊したような場合、下流に被害が出ないか、心配をいたします。どう判断をされ、どう対応されるのか、お尋ねをいたします。

次に、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税は、インターネットで自分の選んだ全国の自治体へ納税ができ、その分、税の控除が受けられ、返礼品ももらえるという寄附制度であります。制度創設から昨年で10年を経ました。この間、ワンストップ納税、返礼品の競争などで寄附額が増え続け、全国の寄附金額は、昨年は3,654億円と平成28年度の5割増しとなっているようであります。南越前町の29年度の寄附金は、3,560万円と、一昨年度の7,324万円の半分くらいであります。この制度で市町村は返礼品を送る、寄附者が住んでいる市町村以外の市町村へ寄附すれば、その分税収が減るという費用もかかります。全国的にはマイナスになっている市町村もあります。本町の平成28年度と29年度の寄附金額、税収減額額、返礼品の額をそれぞれお尋ねいたします。

また、29年度が28年度に比べ全国の寄附金額が5割増えているのに、本町が半分に減った原因は何だとお考えですか。私は、全国の返礼品競争に

巻き込まれ、寄附金の3割を上限とする全国横並びの総務省通知に影響されていると思います。ふるさと納税の別の見方をすれば、その使い道と返礼品を上手にインターネットで全国へ宣伝すれば、町の収入が増え、町内産品を全国で競い、売り上げが増やせるという1粒で二度おいしい制度と言えます。反対に、この2つに魅力がなく、納税者に支持されないと売り上げは増えず、本町から他の市町村へ税収が流れています。交付税制度で減収の75%が補填されるからと言っていきますと、全国の市町村との競争に負けたこととなります。隣の越前市では、絵本作家加古里子やコウノトリ関連の事業を対象に、目標金額と期間を設定し、クラウドファンディング形式で寄附を募集しています。本町では、8項目の使用目的を考えていますが、もう少し具体化し、整理したらどうでしょうか。また、返礼品もこれまで単品でしたが、宿泊、農林水産品、酒など町内産品の詰め合わせなども考えられます。担当課は業務の窓口も広く大変だと思いますが、千万単位で町の収入がふえ、町の産品が売れるというようなことはほかにはありません。よく考える価値はあると思います。今年度はどう進められるか、お尋ねをいたします。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

**○町長（岩倉光弘君）** 加藤議員のご質問の7月豪雨による土砂流出についてお答えをいたします。さきの平成30年7月の西日本豪雨では、台風の7号と梅雨前線等の影響によりまして西日本を中心に1府10県にわたりまして大雨特別警報が発令されるなど、観測史上最大の集中豪雨に見舞われました。これらの影響で、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生をいたしまして死者や行方不明者が多数となったほか、家屋の流失、損壊等で今もなお避難生活を余儀なくされている方も多くいらっしゃるということで、お亡くなりになった皆様方にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に対して心からお見舞いを申し上げたいと思います。

本町におきましても、道路、そしてまた農地、山地等に多くの土砂流出が発生しておりまして、住民生活の安全を図るための応急工事等で要した費用を専決処分させていただき、今議会でご承認をいただきたいと思います。また、町道、農林道など崩壊箇所が数カ所ありますけれども、災害復旧事業として県に報告しておりまして、今後、国の査定を受けまして着手をしてまいりたいと思っております。

さて、議員ご指摘の清水谷川のJR北陸本線鉄橋下の土砂についてでありますけれども、今年の台風21号の影響によりまして河川上流側から土砂の流出があったために、延長約230mにわたりまして、今年の3月から4月にかけてまして浚渫作業も行いました。しかしながら、JRの橋脚部分約10mの区分につきましては、今回の集中豪雨によりまして堆積土量も増えておりますので、管理者であるJRとの協議を進めまして、役割分担をしながら対応していきたいと思っております。

次に、ため池についてですけれども、基本的にはため池の日常管理につい



ては地元の集落が行うこととなっておりますが、7月豪雨を受けまして、町と県の丹南農林総合事務所が合同でため池台帳に掲載されているため池の点検を行いました。その結果、町内のため池につきましては特段の問題がなく、安全性を確認しております。また、本年度はため池が決壊した場合に人家への被害が想定されるため池について、ため池ハザードマップの作成を予定しております。これは、ため池が決壊した場合の浸水の範囲、浸水の深さをあらわしたマップとなっております。地域の方々の安全な避難行動に役立てていただくとともに、町の防災対策に活用していきたいと考えております。

2点目のふるさと納税についてお答えをいたします。平成28年度と29年度における当町のふるさと納税の状況ですけれども、万単位で申し上げますと、平成28年度では寄附総額が7,323万円、返礼品に要した費用は、3,089万円。税収減額でありますけれども、これは21万円でありました。平成29年度においては、寄附総額が3,561万円、返礼品に要した費用は963万円、税収減額は45万円でありました。

寄附額が減少した最大の要因というのは、加藤議員ご指摘のとおりでありまして、平成29年の4月1日付の総務大臣通知によります返礼品の割合が3割を超える自治体に対し、制度の趣旨に鑑み、責任と良識ある対応の徹底が要請をされまして、南越前町といたしましてはふるさと納税制度の趣旨に鑑み、総務省通知に従い、返礼品の割合を3割以下に見直しました。しかしながら、全国の自治体には総務省の要請に従わず、高額な返礼品であったり、地場産品以外の返礼品を送付する自治体がまだ相当数あります。その中でも、平成29年度の寄附額が10億を超える自治体というのが12市町あります。そのような自治体の存在によりまして、総務省に対する批判の強さというのは深刻な状態になっておりまして、ふるさと納税制度自体の存立に危機にあるということでもあります。こうした状況の中で総務省は、基準に違反した自治体に寄附した場合には税の優遇措置を受けられないようにするよう、来年の通常国会に地方税法、改正案を提出する方針を固めたようであります。

本来、ふるさと納税というのは使途が明確化されており、寄附の目的を選択できることが制度の大前提であります。現在の抽象的な使途目的を再検証いたしまして、南越前町が推進している花はす公園の整備などの景観の保全、そしてまた北前船主通り、伝統的民家、鉄道遺産など歴史文化遺産の保存と活用など、南越前町としては具体的な施策も明記をいたしまして寄附を推進していきたいと考えております。使途の目的については毎年度再検証するというので、寄附者が当町のまちづくりに関して関心を深めていただくということが大事かと思っておりますので、そういうことも努めていきたいと思っております。寄附者が魅力を感じる返礼品づくりにつきましては、全国の市町村の取り組みも調査研究しまして、今度10月25日発行の町の広報紙におきまして改めて参加事業者を募集します。そしてまた、町と事業者

がともに知恵を絞ってアイデアを出して取り組んでいきたいと思っております。また、商工会、観光協会、観光連盟の協力を得ながら、参加事業者の連携による返礼品づくりにも取り組んでまいりたいと思っております。今後もふるさと納税制度設立時の趣旨に鑑み、総務大臣通知に沿った運用を図ることでふるさと納税制度の健全な発展に寄与してまいりたいというふうに思います。また、ふるさと納税制度を積極的に取り組むことで南越前町の存在感の向上と町内経済の活性化を一翼担えるように努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（井上利治君）加藤伊平君。

○8番（加藤伊平君）ため池につきましては、今のところ何ともないというふうなお返事でしたので、地元でももう余り関心がないような、あるいは見てもわからんというようなため池ですので、そしてまた最近もたくさん雨降っていますので、役場の専門家の方で目配りをしていただいて、ひとつ大きな事故の起きないようにお願いをしたいと思います。

ふるさと納税につきましては、繰り返しますけれども、役場へもたくさん寄附金が入るし、また寄附金がふえれば製品をつくっている事業者の方もいいという制度でありますので、役場のほうでいい今年度の制度設計をしていただいて、また来年の3月ぐらいには結果がまとまると思いますので、いいお話が聞ければと思いますのでよろしくお願いをいたします。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（井上利治君）これにて加藤伊平君の質問を終わります。暫時休憩いたします。

---

	休	憩
〔休憩	午後	2時23分〕
〔再開	午後	2時34分〕

---

再 開

○議長（井上利治君）会議を再開いたします。

次に、1. 町の活性化と農地転用のあり方について

1番 高橋宏介君。

〔1番（高橋宏介君）登壇〕

○1番（高橋宏介君）議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。町の活性化と農地転用のあり方についてであります。これからの人口減少対策、商工業の発展、利便性のよいまちづくりのためには、土地をどのように活用するかが課題になってまいります。その課題の一つに、農地の転用がございます。日本の農業安定の観点では、農地転用は余り望ましくないとされていますが、町の発展のため、農地を転用する場面が出てきます。そのような場面で、農業の生産安定と農地転用の

必要性の均衡を図るため、5つの立地基準を定め、農地の転用は農地法第4条、5条によって一定に規制されております。

5つの立地基準とは、農地振興地域整備計画において農用区域にされた農用区域内農地、市街地化調整区域内の土地改良事業等の対象となった甲種農地、10ヘクタール以上または良好な営農条件を備えている第1種農地、この3つの農地であります。原則としてこの3つは農地転用が許可されません。市街地化が見込まれる、または生産性の低い第2種農地、市街地化の傾向が高い第3種農地、これら2つの農地は農地転用が認められやすくなっております。「子供に家を建ててあげようと自分所有の田んぼを農地転用しようとしたけどできなかった。」「商業施設が出店したい場所が農地転用できなかったため出店を諦めた。」など、このようなことがあったのでは本町の発展にはならないのではないのでしょうか。

農地法は、平成29年に一部改正されました。農村地域工業等導入促進法により、農村地域の中で自治体が定めた区域については、工業等の5業種のみ企業用地に転用することが認められていましたが、改定により業種の制限が廃止されました。また、農村地域以外においても地域未来投資促進法に基づく計画を自治体が策定することで農振地域内の農地でも転用できるようになりましたが、本町の農地転用の条件の厳しさは何ら変わってないように思われます。農地の立地基準自体を今の時代に沿うよう見直すべきときに来ているのではないのでしょうか。今後の農業安定と町の活性化を推進していくため、農地転用の適正化をどのように考えておられるのか、町長の所見を伺います。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

**○町長（岩倉光弘君）** 高橋議員ご質問の町の活生化と農地転用についてお答えをいたします。農地に関する法律としましては、農地法と農業振興地域の整備に関する法律があります。まず、農地法につきましては、農業生産の基盤となる農地が現在及び将来を含めた国民、地域のための資源である農地を農地以外にすることを規制するとともに、農地の効率的利用、耕作者の地位の安定、国民に対する食料の安定供給確保に資するため定められたものであります。また、農業振興地域の整備に関する法律でありますけれども、これは農業の振興を図ることが必要であると認められる地域については必要な施策を計画的に推進するための措置を講じ、農業の健全な発展を図るため定められたものであります。

農業振興地域整備計画において農用区域とされた農地は、農林水産大臣が定める農用地等の確保等に関する基本方針に基づき、農業生産基盤整備事業の対象となる優良な農地について定めた区域でありまして、農業生産にとって最も基礎的となる農地であります。また、農地を良好な状態で維持保全をし、水源の涵養、自然環境保全、良好な景観等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能を適切に発揮するうえにおいても必要な

地域ということになります。このような農用地について、農地法では優良農地を確保し、農業上の利用に支障が生じないような農地に誘導するため農地の転用について基準を設けておきまして、農業振興地域の整備に関する法律においても同様に、農業経営者の農用地の集積に支障を及ぼすおそれがないことなどの5つの条件を満たしているかの判断を行って、除外をしております。

本町の農業振興地域の農用地からの除外についてであります。これは南越前町の農業委員会におきまして要件を満たしているかどうかの審査を行いまして、県の方針に沿っているか、県の同意を受けた上で除外を行っているところでもあります。また、農地転用につきましても、南越前町の農業委員会におきまして転用の要件を満たしているかの審議を行いまして、県の農業委員会、農業会議といいますか、ネットワーク機構の意見をいただいた上で、農地転用の許可を行っております。

今後も農業経営者の農用地集積の推進と優良農地の確保並びに農地が持つ多面的機能の確保を図るためにも、適切な農用地区域から除外、農地転用が必要と考えております。ここまでは法律のとおりなんですけれども。しかしながら、高橋議員ご指摘のとおり、地域の成長発展、地域の活性化を図ることも大変重要なことだと考えます。農地区分のあり方、農用地区域からの除外並びに農地転用につきましても要件の緩和について、本町の現状というものをしっかり踏まえながら、改善すべき点はしっかり国、県に強く働きかけ、訴えていきたいというふうに考えております。以上、高橋議員のご質問の答えといたします。

**○議長（井上利治君）** 高橋宏介君。

**○1番（高橋宏介君）** ありがとうございます。本町の考え方だけで変えられる容易な課題でないことは重々承知しております。しかしながら、本町の現状を一番把握し、本町の未来に向けて何をすべきか一番知っているのは我が町です。町民目線で考えていただきますよう、そして本町の意見、問題点をしっかり国、県へ伝え訴え続ける町になっていただきますよう、また本町の発展、活性化を推進していくため、本町に沿った農地の転用の適正化を実現していただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。これで一般質問終わります。

**○議長（井上利治君）** これにて高橋宏介君の質問を終わります。

次に、1. 南越前町の防災について

4番 城野庄一君。

[4番（城野庄一君）登壇]

**○4番（城野庄一君）** 議長の承認をいただきまして、本日は南越前町の防災についてを一問一答で2点質問をさせていただきたいと思っております。本日は初めての一般質問ですので言葉足らずになるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

1点目の質問でございますが、災害対応についてでございますが平成29

年度以降の災害状況を確認いたしますと、30年に一度からあるいは100年に一度という災害が発生をしております。こういう災害がまた全国規模で発生をしておりますして、私たちが生活しております南越前町におきましても日常的な発生になってきております。このような状況の中で、平成29年度の台風21号による災害復旧が完了していない状況下で、本年度7月4日と5日、ゲリラ豪雨によりまして昨年と昨年の台風21号と同様な箇所での水田への土砂流入、河川の氾濫が確認をされております。早期の復旧を切望いたしますが、復旧の現状と対応等についてお伺いをいたします。また、災害の専門家等による確認と分析を踏まえ、地域と一体となった取り組みを行い、安心・安全なまちづくりを町民全体の活動として再発防止策の構築等が必要と思っております。町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（井上利治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの城野議員ご質問の災害対応についてお答えをいたします。7月豪雨によりまして災害復旧につきましては、応急工事等に必要な補正予算を専決処分させていただいて復旧に取り組んでいるところでありますけれども、その執行状況につきまして、まず農道関係でありますけれども、全6路線のうち、完了が2路線、施工中が2路線、未着手が2路線となっております。次に、林道関係ですけれども、全12路線のうち、完了が4路線、施工中が4路線、未着手が4路線となっております。次に、治山関係でありますけれども、全3カ所のうち、完了が1件、施工中が1件、未着手が1件となっております。また、町の施工ではありませんけれども、集落が行う災害復旧事業への補助であります山海里集落支援事業、この補助金であります、実施済みが4事業、着手中が13事業、未着手が9事業となっております。

この山海里の集落支援事業の未着手の事業につきましては、施工場所の関係から稲作の作業後に実施する予定となっておりますして、町施工の工事につきましても年内には完了する見込みとなっております。次に、土木関係の分でありますけれども、道路や河川等の災害の箇所数というのは、大小含めまして60カ所ありました。その内訳は、町が対応すべき案件が31件、県が対応すべき案件が29件であります。県が対応すべき案件につきましては、丹南土木事務所に遅滞なく連絡をし、その対応をお願いしてきたところであります。

町が対応すべき案件としましては、町道への土砂の流出が15路線の22カ所、砂防河川や危険溪流における土砂の流出や堆積、底打ちのコンクリートの破損などで5カ所でありまして、被災日当日から地元建設業者の協力を得て迅速に対応をいただきました。

また、比較的被害額の大きい町道の路肩の決壊、そしてまた法面の崩壊など4カ所については、国庫補助の災害報告をしておりますして、9月の中旬に災害の査定を受けまして復旧工事を行うという予定であります。同じく、県

管理の県道池田南条線、そしてまた日野川、河野川などの7カ所の災害を確認いたしましたして、復旧対策につきましては国の災害査定を受けた後、順次、工事に着手していくところであります。

続きまして、再発防止策でありますけれども、天候による自然災害でありますので、なかなか難しいところがあります。しかしながら、土砂流出が懸念される箇所につきましては、地元の方、地権者の方のご協力をいただいて砂防や治山の堰堤の設置を県に要望していきたいと思いますし、また河川の浚渫についても県にしっかり要望していきたいと思います。ただ、地域の方々によりまして用排水路等の農業用施設を適正に管理していただくことも被害を少しでも減らすことにつながるのではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○議長（井上利治君）** 城野庄一君。

**○4番（城野庄一君）** 今般の災害につきましては、今までにない状態ということで町民の皆様方も休み等を利用しながら自分たちの地域の改善、復旧に力を注いでいたところではございますが、なかなか設備等々ということで確保するところがやはり難しいところもございまして、ぜひ今後ともそういう部分につきましては対応のほうよろしく願いをしておきたいというふうに思いますし、まだまだ気温が高い状態が続きますので、安全に留意をしていただきながら、一日でも早く年内の完了を目指していただけたらと思います。

2点目ですが、災害弱者と避難訓練の避難所設営についてですが、例年の避難訓練につきましては、住民の皆様も理解も十分深まってきているとは思いますが、人口減少、高齢化等の影響が最も懸念される災害弱者、とりわけ高齢者と身体不自由な方を想定した避難訓練という部分の実施が非常に重要ではないかと考えます。町としまして今後の災害弱者の方を対象といたしました避難訓練実施と課題と思われる項目の洗い出し、対応策の整理、検討を実施していただくことで町民の皆様に対して安全・安心を確保することができるというふうに思います。町のお考えをお伺いしたいと思います。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

**○町長（岩倉光弘君）** ただいまの災害弱者の避難訓練と避難所の設営についてお答えをいたします。近年、全国各地でこうした台風とか集中豪雨によりまして、浸水害、そしてまた土砂災害が頻発しているところでもありますけれども、早目の避難というものを呼びかけしたにもかかわらず、高齢者や体の不自由な方、また子供といった災害弱者が犠牲になった例というのがケースも少なくありません。

町では、毎年1回対象地区を決めまして住民避難訓練を中心とした総合的な防災訓練を実施いたしております。この災害想定というのは、地震あるいは大雨による浸水害、土砂災害等というのが中心でありまして、避難情報を発令して、おおむね1時間以内に最寄りの指定避難所に避難していただくという訓練が中心となっております。また、訓練の際には、民生委員の方にご

協力をお願いして避難行動、要支援者に対する安否確認あるいは避難誘導を訓練の一環として取り組んでいるところであります。今後もこうした地道な訓練を継続していくことはもとよりですが、自助・共助の考えから、日ごろから要支援者とあらかじめお願いをしてあります支援者がお互い連絡をとり合いながら、万が一の際に備えていただくというのがベターかなというふうに思います。

なお、この各集落で防災力を高めていただくために自主防災組織の立ち上げというのが最も有効かなというふうに思います。町内では、瀬戸、上平吹、鋳物師、金粕の4集落で既に立ち上げられております。町としても今年度、組織化を進めるために各集落へ出向きまして、立ち上げのための説明会を開催いたしております。現在、7集落でこの説明会も開催させていただきました。この組織立ち上げの後には、防災資機材購入のための補助制度も用意してあります。ぜひともまた各集落におかれましても積極的に集落の自主防災組織の立ち上げのご検討をお願いしたいなというふうに思っております。

もう一つ、避難の際の支援をする方の身体状態などの情報管理、また避難所内でのプライバシー管理などが重要な課題というふうにも思っております。このあたりについては十分配慮させていただいて、なお一層、防災部局と福祉部局、より連携を深めて災害弱者に寄り添った災害対応を努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（井上利治君）** 城野庄一君。

**○4番（城野庄一君）** ありがとうございます。今後の対応につきましては、目的を明確にした避難訓練実施と検証という部分が非常に大切だろうと思っておりますので、今後の積極的な対応という部分を切にお願いを申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（井上利治君）** これにて城野庄一君の質問を終わります。

次に、1. 南越前町の学校教育について

2. 国体開催に伴うおもてなしについて

3番 大浦和博君。

〔3番（大浦和博君）登壇〕

**○3番（大浦和博君）** 大浦でございます。通告に従い、一般質問させていただきます。一括してお伺いしますので、よろしくお願いいたします。前回、高橋議員の答弁で述べておりますが、今回、私なりの質問をいたしますので、お願いいたします。

まず、南越前町の学校教育についてのうち、地区住民に対する説明会についてお伺いいたします。今、国内の一部を除き、全国的に少子・高齢化が進む中、人口減少が加速しております。当南越前町におきましても例外なく、合併当初から比べますと提言書では、約10%程度減少しているとのことです。今後さらに減少する見込みであるとのことですが、児童生徒に目を向け

てみますと児童数の減少は人口減少率より多く、合併当時の約7割程度と  
のことです。このような中、町は平成28年11月に南越前町小中学校再編検  
討委員会を設置し審議を重ね、本年6月に南越前町の学校教育のあり方に関  
する提言書を策定し、我々も6月にその説明を受けたところです。この提言  
書では5つの項目に大別して審議しております。1つ目は本町の現状及び将  
来の見込み、2つ目は子供たちにとって望ましい学校の適正規模・適正配  
置、3つ目は本町における適正規模・適正配置の基本方針、4つ目が本町に  
おける今後の学校の適正配置に係る提言、5つ目に学校の適正な規模、適正  
な配置化を進めるに当たっての要請事項でまとめております。以上の内容を  
各校区、保護者や地区住民に説明するとのことでありましたが、全ての地区  
で説明会を実施したのか。全て済んだのであれば、それぞれの会場にはどれ  
ぐらいの参加者があったのかをお伺いいたします。

8月7日、河野地区で住民に対する説明会があり、私も参加いたしました。  
会場には多くの席が用意してありましたが、残念ながら参加者はわずか  
でありました。説明の場は生徒の保護者の場と一般住民の場に分けて行った  
ようですが、確かに同時に行いますとどれだけの参加者が集まるかわからな  
いため、会場準備が大変だと思います。しかし、そうしますと我々一般住民  
は、保護者の生の声が聞けません。学校の再編は対象となる地区には大変重  
要な案件であり、高い関心があるものの、保護者の考えが一番重要かと思っ  
ておりますので、保護者の生の声を聞きたかったわけです。そこで、今後は  
どのようなスケジュールを考えているのか、お伺いします。

次に、児童生徒数の減少に対する対策についてです。学校を維持するため  
には、当然のことながら児童生徒が不可欠です。そのためには、いかに若い  
人たちをつなぎとめるか、また町外からいかに移住していただくかが重要な  
課題と思われれます。町は、若い世代の安定に向けた住宅取得促進事業補助金  
等を初めとする数々の助成制度を設けて対応しておりますが、これまで町外  
から移住していただいた方々の実績数をお伺いします。また、今後、制度の  
見直しや児童生徒数の減少に歯どめをかけるために何らかの対応、対策を講  
じているのか、また検討しているのかをお伺いいたします。

新たな制度として、先ほどの喜村議員の質問と重なりますが、私の思いで  
すが、例えば就業先の通勤手当の補填や、ガソリン価格の補填等は考えられ  
ないか。通勤手当の場合、企業によっては全額支給しているところもあると  
思いますが、ほとんどの企業が全額支給には至っていないと思っております。  
手当を補填することにより、交通費が軽減され、勤務地が少し遠くても  
現住居から通勤する若者がふえるのではないかと考えます。また、町内のガ  
ソリンスタンドに町民専用の割引カード機を設置できないか。あわせて、町  
が割引の一部を補填できないか。ガソリン価格を補填すれば、これまで町外  
のスタンド給油していたのが地元で給油するのではないかと考えられます。こ  
れらのことにより、町民の暮らしもよくなるとともに、町のイメージも上が  
り、ひいては若者の定住や移住者の増加につながるのではないかと考えま



す。財政厳しい折、なかなか難しいとは存じますが、現制度の見直しや新たな制度に取り組まなければ若者の流出につながり児童生徒の減少になるので、制度の検討をお願いいたします。

次に、国体開催に伴うおもてなしについてお伺いします。本年で50年ぶりに開催される福井国体、本町に置きましても10月5日、桜橋運動公園に置きまして軟式野球競技が開催されます。来場者の皆様に気持ちよく競技観戦していただくため、多くのボランティアの皆様に会場清掃やプランター管理等々をお願いしていると思いますが、あわせて多くの選手、役員が町内に宿泊されると思われます。当然、町内の観光パンフレット等は配布すると思いますが、その中に町内の特産物の一品を入れてはどうでしょうか。また、本町の宿泊施設は旅館、民宿や公共宿泊施設だけでビジネスホテル等はないと思われます。旅館、民宿では大きな浴室もなく、多くの選手、役員全てが入浴するにはかなりの時間を要すると思われます。そこで、宿泊する選手、役員に対し温泉割引券等を配布できないか。そうすることにより、入浴時間が調整でき、食事も一堂にできるとともに、ミーティング等もスムーズに行えると思われます。ご所見をお伺いいたします。南越前町は小さな町だがよかったと帰っていただくためのおもてなしをお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（井上利治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの大浦議員の南越前町の学校教育と国体開催に伴うおもてなしにつきましてお答えいたします。まず、地区住民に対する説明会についてでありますけれども。去る6月18日に南越前町の小中学校の再編検討委員会から南越前町の学校教育のあり方に関する提言書の提出がありました。そこで、町内4つの小学校区ごとに、より活発なご意見をいただくため、小中学校の保護者を対象にしたものと校区内の地域住民の方を対象としたものをそれぞれ別々に開催をいたしました。説明会の詳細、そして今後のスケジュール等については、上田教育長のほうからお答えさせていただきます。

次に、児童生徒数の減少に対する対策でありますけれども、現在実施しております対策の見直し、新たな対策の設置等につきまして、今後、必要に応じて検討していきたいといふうに考えております。

また、福井しあわせ元気国体の開会式まであと19日、南越前町での正式競技の軟式野球競技会の開催まであと25日となっております。町としましても50年ぶりの福井国体が町民の皆様とともに思い出に残る感動のセレモニーとして成功するよう現在準備を進めているところであります。国体のおもてなしに関しての詳細につきましても、上田教育長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（井上利治君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） ただいま大浦議員からご質問ありました地区住民に

対する説明会について、まず回答させていただきます。南越前町小中学校再編検討委員会から提出を受けました南越前町の学校教育のあり方に関する提言書の内容につきましての説明会の詳細について説明をさせていただきます。説明会は、7月26日から8月27日にかけて、計8回説明会を実施してまいりました。開催の案内につきましては、保護者対象説明会については各小中学校を通じて行い、また地域の皆様の対象の説明会については区長発送による全戸配布、ケーブルテレビによる文字放送、IP告知機による一斉告知放送、町ホームページによる周知をさせていただきましたが、大浦議員ご指摘のとおり、各会場とも参加者が少なかったのが現状でございます。各会場の参加者数につきましては、南条小学校区で25名、湯尾小学校区で58名、今庄小学校区で25名、河野小学校区で26名、計134名でございました。参加いただきました皆様からは、忌憚のない大変貴重なご意見がいただけたと感謝しておりますが、教育委員会といたしましても、この参加数では住民の皆様へ提言書の内容が十分に伝わっていないのではないかと感じております。提言書の内容を十分理解していただいた上で、広く住民の皆様からご意見を頂戴していきたいと考えておりますので、今後は学校におけるPTAの会合等を利用させていただいたり、要望があれば説明に出向くなどの方法を検討していきたいと考えております。今後のスケジュールにつきましては、保護者や住民の皆様からのご意見を十分に聴取した上で、教育委員会としての方針を作成し、町全体としての見地から総合的に協議を進め、具体的な方向性を決定づけていきたいと考えております。

2点目の児童生徒数の減少に対する対策についてですが、町への移住者の実績数についてですが、「移住者」として限定することが難しいことから、町への「転入者」の数ということで述べさせていただきますと、平成27年度から29年度まで3か年の平均で181人となっております。29年単年だけで見ますと193人となっております。また、小中学校における児童生徒の転入者の数については、平成27年度から29年度までの3カ年で7人となっており、昨年だけの数では3人となっておりますので、町外への転校についても同程度の数字となっておりますので、数字的には横ばいということでございます。

児童生徒数の減少に対する対応策についてですが、現在の学校における児童生徒の増加については、町全体の人口が減少していく中、今後、将来的には厳しいものと考えております。このため、移住・定住に対する支援というものが必要になってくると考えられますが、児童生徒の保護者の方々に南越前町が実施している学校教育の取り組みについて魅力を感じてもらいたいということも重要なことだと考えております。具体的には、児童生徒数の減によります2学年にわたっての複式学級につきましては、教員1名を町で採用し、独自に配置し、複式学級の解消を図っております。また、通常学級や特別支援学級に在籍し、支援が必要とする児童生徒に対しては、特別支援教育支援員を配置し、生活支援や学習支援を行っております。また、平成32年度か

ら小学校における外国語が教科化となることを受け、福井県では今年度から外国語活動が先行実施されております。町では外国語教育の充実を図るため、町内の小学校を巡回する町独自のALTを配置し、外国語に親しみやすい環境を提供しております。

一方、高校、大学等については、高校等に就学する児童を持つ保護者等に対し、その交通費の一部を助成する高等学校等就学支援金の支給を行っており、また大学等については青少年育成代継基金を利用して育英資金の給付を行っております。今後もさらに南越前町の魅力ある教育環境の向上に努めていきたいと考えております。

3点目、国体開催に伴うおもてなしについてですが、昭和43年の第23回大会から50年ぶりの開催となる福井しあわせ元気国体が9月29日に開会を迎えます。町の正式競技といたしましては、軟式野球競技が10月5日に桜橋総合運動公園野球場で開催されます。競技会に訪れる選手、役員、応援の皆さんに南越前町のよりよい思い出を持ち帰っていただくため、町では幾つかのおもてなしを考えております。まず、会場周辺に町民の皆様にご提供いただきました応援コメント入りのプランターによる花いっぱいでの歓迎、小中学生、児童生徒のメッセージを書き込んだ歓迎のぼり旗、児童館の子供たちによるエコキャップアートでございます。次に、当日の会場内においては、南越前町の観光PRコーナーの設置や、ふるまい鍋やおろしそば、ジビエ料理等の無料配布を予定しており、ほかにも来場された皆様に国体のノベルティグッズやタオル、うちわ等を袋詰めにしてお渡しする予定です。また、試合の合間には、将来の南越前町を担う保育園児によるはぴねすダンスの披露も予定しております。さらに、大浦議員からご提案のありました町内に宿泊する選手や役員に対し、町内の温泉施設と北前船主の館、右近家の入館料割引券を配布する予定です。来場される皆様の心に残るおもてなしにより、再び南越前町を訪れていただけることを期待しております。以上、大浦議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（井上利治君）** 大浦和博君。

**○3番（大浦和博君）** 国体の対応ありがとうございます。要望を2つほどお願いいたします。まず、地区住民に対する説明会ですが、参加人数は決して多い人数ではないと感じました。ただ、今後もPTAの会合を利用したり、要望があれば説明に出向くとのことでございます。やはり保護者の方々のご意見を十分考慮していただき、よりよい方向に進めていただきますようお願い申し上げます。また、児童生徒数の減少に対する対策につきましては、町長が対策の見直しや新たな対策の設置等については今後必要に応じて検討するというところでございますが、この「必要に応じて」を取っていただいて検討をしていただきますよう要望して、質問を終わります。

**○議長（井上利治君）** これにて大浦和博君の質問を終わります。

次に、1. 南越前町防災の手引見直しについて

5番 熊谷良彦君。

〔5番（熊谷良彦君）登壇〕

**○5番（熊谷良彦君）** 議長のご了解を得ましたので、今9月定例議会の一般質問として、南越前町防災の手引の見直し及び防災に関連した事項について一問一答でお伺いいたします。先ほどから話が出ておりますように、ここしばらくの状況を見ますと、気候が大きく変動し、毎年各地で甚大な災害が発生しております。予想をはるかに超えた自然の脅威から、町民の生命、財産を守ることは行政の最大の責務の一つと考えます。

さて、南越前町では、平成25年3月に『南越前町防災の手引』が策定されております。この設定は、日野川が100年に1回程度の大雨、48時間で352ミリの降雨によって増水し、堤防が決壊した場合などに浸水する範囲や浸水の深さを表示しています。ただ、今回の西日本豪雨での記録を見ますと、東広島市では48時間で426ミリ、高知県馬路村では72時間で何と1,319ミリ、岐阜県の郡上市では868ミリ、白川村でも618ミリと、挙げると数が本当にいっぱいあるという想像を絶する降水雨量となりました。その後も各地で大雨警報が頻発されております。また、ダムの貯水量を超えた場合に、ダムの大量の放水により倉敷市真備町で発生した、水位が高くなった場合、川が支流をせき止めるバックウォーター現象のため支流の堤防が決壊し、大きな被害をこうむった例もありました。当町でも大きなダムを抱えております。日野川の各支流でこのような現象が起きないとも限りません。

そこで、再度、平成25年度版『防災の手引』を見直してみますと浸水想定区域に指定避難場所が入っていたり、土砂災害警戒区域の中に集会所や公民館の入っている箇所が見受けられます。これですと、想定以上の災害が発生した場合、再避難を強いられる可能性もあり、特に指定避難場所については再検討の必要があるのではないのでしょうか。

また、土砂災害特別警戒区域については、その資料が平成22年3月に福井県が作成した土砂災害ハザードマップをもとに作成されており、今後予想される大雨と現状の設定とは大きな開きが予想されます。そのような状況を踏まえて、指定避難場所及び土砂災害区域、土砂災害特別警戒区域の再検討を含め、平成25年度策定の『防災の手引』の見直しが必要ではないのでしょうか。また、それを踏まえて、災害時の避難など住民の防災意識の向上を図るために町としてはどのような取り組みを考えておられますでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

**○町長（岩倉光弘君）** ただいまの熊谷議員の『防災の手引』の見直しと町民の防災意識の向上についてお答えをいたします。近年、地球規模で温暖化等による異常気象が発生をしております。我が国においても想定外の災害が各地で頻発をして、この風水害、土砂災害による甚大な被害が相次いでいるというのが現状であります。記憶に新しいところでは、6月28日から7月8日にかけて梅雨前線の停滞、台風7号等の影響によりまして、四国地

方で総雨量1,800ミリを観測など、西日本を中心に記録的な大雨となりました。特に岡山県の倉敷市真備町では、小田川の堤防決壊によりまして死者50名、町全体の27%が浸水をいたしまして、浸水家屋が4,600戸に達するなど未曾有の被害をもたらしたところであります。

本町におきましても、今回の平成30年7月豪雨により、7月5日から8日までの連続雨量が河野地区で300ミリを超えました。また、7月7日には河野地区全体にこの避難準備、高齢者等の避難開始を発令するなど、警戒に当たったところであります。今議員ご指摘の平成25年度版の『南越前町の防災の手引』でありますけれども、いざというときに町民の皆様が災害から身を守る目安として、また平常時から災害への備えとして認識しておいていただきたいことをこの1冊にまとめて全戸配布させていただいたものであります。この『防災の手引』につきましては南越前町の地域防災計画に基づいて作成したものであります。地域防災計画そのものを何年かに1回見直しを行っております。ご指摘のとおり、浸水想定区域の中に指定避難所が入っておりますし、土砂災害警戒区域の中に集会所、公民館が入っておりますので見直しの対象になるかと思っておりますが、しかしながら、指定管理場所等に当てられる公共施設の建物については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定の前に建てられた施設ばかりでありますので、山地を抱える集落、そしてまた大きな河川を抱える集落など公共施設立地の条件も集落によってはやむを得ない、そういう場合もありますのでご理解をいただきたいと思います。思っております。

また、指定避難所等については、基本的には災害の種類によって臨機応変に変更することとなります。避難の方法でありますけれども、これも臨機応変に考える必要がありまして、例えば浸水害の場合ですと家の外に出ることが危険な場合には住宅の2階であったり、屋根の上であったり、これに避難するという垂直避難が適切かなというふうに思っておりますし、また津波の場合は最寄りの高台であったり、指定された神社に避難するべきだと思います。

この浸水想定区域については、今年度、県レベルで見直しを行っておりますので、こうしたことも踏まえまして、まずは地域防災計画の見直しを行い、次の段階として『防災の手引』の改訂版に着手していきたいと考えているところであります。

しかしながら、これだけで近年の災害から身を守れるとは考えておりません。やっぱり自助・共助・公助と言われるように、まずは自分の身は自分で守る、あるいは隣近所、地域、職場ぐるみで防災に取り組んでいただき、そこに行政の支援、そしてまた消防団、自主防災組織の活動など幾重もの防災体制というものを構築していく、そういうことが重要だというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**○議長（井上利治君）** 熊谷良彦君。

**○5番（熊谷良彦君）** ありがとうございます。災害はいつやってくるかわかりません。町長がおっしゃるとおり、自助・共助・公助による地域ぐるみ

の防災体制の構築が重要であると考えます。『防災の手引』を含め早急な見直しをお願いして、次の質問に移ります。

具体的な事項についてお聞きします。第1点は、災害時の上下水道の確保等についてです。被災したときに住民がまず第一に必要なライフラインは、上下水道であると言われていています。被災したときの上下水道の確保について、被害規模をできるだけ減少させ、一日も早く復旧させるために日ごろから取り組んでおられる点、また被災時の上下水道の確保体制及び上水道の老朽化対策の早期着手についてお伺いいたします。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

**○町長（岩倉光弘君）** ただいまの災害時の上下水道の確保等についてお答えをいたします。町におきましては、災害時におきまして上下水道施設の被害を最小限にとどめて、安全・安心である飲料水を可能な限り供給していくということが町の使命であるというふうに思っております。現在、町が備蓄しております飲料水につきましては、500mlのペットボトルで4,020本備蓄しております。避難所への初期対応に備えているところであります。また、平成28年度には2,000リッター積載の給水車を1台購入しました。さらには、平成29年度には容量1,000リッターの給水タンク6基を購入しております。災害発生時にはこの給水タンクを避難所に設置をし、給水車を各避難所へ巡回させるということによって円滑に飲料水を供給していく体制を整えております。

なお、上水道につきましては、公益社団法人の日本水道協会福井県支部というのがあるんですが、これに加盟しております。災害時において水道施設に被害を受けた場合は応急の給水とか、応急の復旧のための相互支援協定というものが結ばれております。さらに甚大な被害を受けた場合には、今度は福井県支部長から中部の支部長へ応援要請を行って、ほかの県からの応援活動も受けられる、それが可能となっております。下水道につきましても、被災時における協力体制がとれるよう、現在、起案中でありますけれども、今年9月中に公益社団法人の下水道管路管理協会との間で災害時における復旧支援協力に関する協定書を締結する予定でありまして、被災時に下水道管路施設への復旧支援体制を整える準備を今行っております。

また、議員のご指摘にありました上水道の老朽化対策でありますけれども、現在、町では今年度の水道ビジョンの改定に向けまして、先月、第1回の水道ビジョン改定委員会を開催したところであります。その内容としましては、水道施設、管路の耐震診断を行いまして重要度、優先度を踏まえた上で施設の耐震化、長寿命化を図っていくものでありまして、将来の長きにわたって安定した安全な水を供給していくための計画策定に着手しております。また、下水道におきましても、平成32年度までに全施設の機能診断を行う予定となっております。診断結果をもとに今後の老朽化対策を計画していきたいと、そういうふうに考えております。

**○議長（井上利治君）** 熊谷良彦君。

**○5番（熊谷良彦君）** ありがとうございます。幾重もの支援体制をとっていただいていることがわかりました。特に水道事業の整備については、生活の基本となるライフラインです。早目の計画策定をお願いいたします。

続きまして第2点は、災害時の避難体制と連絡網についてお伺いいたします。住民に情報を伝えることは重要な責務であり、特に災害時には住民の生死にかかわる最も重要な事柄であると考えます。屋内用の緊急告知や屋外防災無線などが整備されていますが、「聞こえなかった」「告知内容がわかりづらかった」などの声をお聞きすることがあります。豪雨等による避難情報発令時の避難体制及び複数の連絡網について、現在の取り組みや今後の方針についてお伺いいたします。

**○議長（井上利治君）** 岩倉町長。

**○町長（岩倉光弘君）** この災害時の避難体制と連絡網についてお答えをいたします。現在、南越前町では有事の際の伝達手段ですね。これについては、防災行政無線による屋外のスピーカー、各家庭に設置してあります音声告知機、またケーブルテレビ、町のホームページ、フェイスブック等を活用しているところであります。ご指摘のような、聞こえなかったり、わかりづらかったということがないように、非常時には発信側の音量を大きくして、繰り返し何回も情報を伝達するように努めていきたいと思っております。

また、豪雨等による避難情報発令時の避難体制及び連絡網についてですけれども、実際、雨が強くなってから、あるいは深夜になってからでは避難情報を発令しても避難所までの道中、大変危ないですので、あらかじめ大雨が想定される場合は自主避難所を早目に開設をして、早目の自主避難を呼びかける、そういう体制を構築していきたいと思っております。繰り返しになりますが、自助・共助・公助、この歯車がかみ合って初めて地域防災力の向上につながりますので、また皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

**○議長（井上利治君）** 熊谷良彦君。

**○5番（熊谷良彦君）** ありがとうございます。避難弱者に対する対策と複数の連絡網の実施については、今後も継続して、よりよいものになりますよう検討していただきたいと思います。今回の質疑をさせていただいて、改めて自助・共助・公助の三位一体の重要さを再認識いたしました。南越前町は、冬の除雪では県内外ともに大変評価を受けました。他の防災対策についても、より一層防災に強い南越前町を目指して努力していただくことをお願いして、質問を終わります。ご丁寧に回答いただき、まことにありがとうございます。

**○議長（井上利治君）** これにて熊谷良彦君の質問を終わります。以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 3時39分]

第 2 号 9月14日(金)

出席議員(敬称略) 14名

1番 高橋 宏介	2番 山本 徹郎	3番 大浦 和博
4番 城野 庄一	5番 熊谷 良彦	6番 喜村 喜代治
7番 平泉 初男	8番 加藤 伊平	9番 秋田 重敏
10番 生駒 一義	11番 井上 利治	12番 平谷 弘子
13番 山本 優	14番 丸岡 武司	

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光弘		
副町長	藤原 十三夫		
総務課長	北野 徹	観光まちづくり課長	関根 将人
町民税務課長	桂木 洋一	保健福祉課長	山岸 健
農林水産課長	西村 成男	建設整備課長	中村 正直

(教育委員会)

教 育 長	上田 康彦	事 務 局 長	小角 讓
-------	-------	---------	------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	森 和 仁	書 記	關 敏 宏
--------	-------	-----	-------

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件(議事日程のとおり)



平成30年9月南越前町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年9月14日（金）

午後4時 開 議

- 第1 議案第61号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第4号）
- 第2 議案第62号 平成30年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第3 議案第63号 平成30年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第4 議案第64号 平成30年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第65号 平成30年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第68号 南越前町総合事務所設置条例の一部改正について
- 第7 議案第69号 南越前町住民センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第8 議案第70号 南越前町営駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第71号 訴えの提起について
- 第10 議案第72号 今庄住民センター（仮称）新築工事変更契約の締結について
- 第11 議案第73号 財産の取得について
- 第12 議案第74号 財産の取得について

第13 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

第14 陳情第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職  
非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書採択について

各常任委員長報告

第15 委員会の閉会中の継続審査の件

第16 議案第66号 平成29年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について

第17 議案第67号 平成29年度南越前町水道事業会計決算認定について

第18 決算特別委員会の設置

第19 議案第75号 平成30年度南越前町一般会計補正予算(第5号)

第20 議案第76号 平成30年度 上平吹橋橋梁下部工事請負契約の締結について

第21 議員派遣について

---

## 開 議

〔開議 午後 4時00分〕

○議長（井上利治君）出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、日程に入ります。日程第1 議案第61号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第4号）から日程第12 議案第74号 財産の取得についての12議案並びに日程第13 陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」及び日程第14 陳情第5号「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書採択について」の陳情2件を一括して、議題といたします。

---

### 常任委員長の報告

○議長（井上利治君）これらの案件につきましては、各常任委員会に付託し、すでに審査をお願いしてありますので、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長  
8番 加藤 伊平 君

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）総務文教常任委員長 8番 加藤 伊平 君

〔 総務文教常任委員長登壇 報告 〕

○8番（加藤伊平君）総務文教常任委員会よりご報告いたします。今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました案件審査のため、9月12日に委員会を開催いたしました。付託を受けました議案第61号「平成30年度南越前町一般会計補正予算」の内、本委員会に係わる事項並びに議案第68号南越前町総合事務所設置条例の一部改正についてから議案第70号 南越前町営駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの条例関係3議案及び議案第71号 訴えの提起について議案第72号 今庄住民センター（仮称）新築工事変更契約の締結についての2議案につきまして、関係理事者の出席を求めて、所管ごとに慎重に審査をいたしました。採決の結果、各議案

につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

次に、本委員会に付託の陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」及び陳情第5号「地方公務員及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書採択について」の2件の陳情は、いずれも「趣旨採択」といたしました。

以上、本委員会に付託されました各議案などの審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げまして、委員会の報告を終わります。

[ 総務文教常任委員長 降壇 ]

○議長（井上利治君）これにて、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、産建厚生常任委員長の報告を求めます。産建厚生常任委員長 7番 平泉 初男 君

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）産建厚生常任委員長 7番 平泉 初男 君

[ 産建厚生常任委員長登壇 報告 ]

○7番（平泉初男君）産建厚生常任委員会よりご報告いたします。今期定例会において、産建厚生常任委員会に付託されました案件審査のため、9月11日に委員会を開催いたしました。付託を受けました議案第61号「平成30年度南越前町一般会計補正予算」の内、本委員会に係わる事項並びに、議案第62号「南越前町国民健康保険特別会計補正予算」から 議案第65号「平成30年度 南越前町介護保険特別会計補正予算」までの補正予算関係5議案及び、議案第73号、74号の「財産の取得について」の2議案につきまして、関係理事者の出席を求めて、所管ごとに慎重に審査をいたしました。採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案などの、審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

[ 産建厚生常任委員長 降壇 ]

○議長（井上利治君）これにて、産建厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、産建厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 討 論 ・ 採 決

○議長（井上利治君）これより、日程第1 議案第61号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第4号）から日程第5 議案第65号 平成30年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括して、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第61号から議案第65号までの5議案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（全員起立）

○議長（井上利治君）起立、全員です。よって、議案第61号から議案第65号までの5議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第68号 南越前町総合事務所設置条例の一部改正についてから日程第8 議案第70号 南越前町営駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括して、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第68号から議案第70号までの3議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（全員起立）

○議長（井上利治君）起立、全員です。よって、議案第68号から議案第70号までの3議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、日程第9 議案第71号 訴えの提起についての討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第71号は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに 賛成の方は、ご起立願います。

（全員起立）

○議長（井上利治君）起立、全員です。よって、議案第71号は、総務文教常任委員長の報告のとおり、可決されました。

次に日程第10 議案第72号 今庄住民センター（仮称）新築工事変更契約の締結についてから日程第12 議案第74号 財産の取得までの3議案を一括して、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第72号から議案第74号までの3議案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（全員起立）

○議長（井上利治君）起立、全員です。よって、議案第72号から議案第74号までの3議案は、各常任委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、日程第13 陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」の陳情について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。陳情第4号に対する総務文教常任委員長の報告は、「趣旨採択」とするものであります。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）異議なしと認めます。よって、陳情第4号は、総務文教常任委員長の報告のとおり「趣旨採択」とすることに決定しました。

次に、日程第14 陳情第5号「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書採択について」の陳情について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。陳情第5号に対する総務文教常任委員長の報告は、「趣旨採択」とするものであります。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）異議なしと認めます。よって、陳情第5号は、総務文教常任委員長の報告のとおり「趣旨採択」とすることに決定しました。

次に、日程第15「委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。先ほど、原子力安全対策委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、引き続き、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、引き続き、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長（井上利治君）** 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、日程第16 議案第66号 平成29年度南越前町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第17 議案第67号 平成29年度南越前町水道事業会計決算認定についての2議案並びに日程第18 決算特別委員会の設置を一括して議題といたします。議案第66号及び議案第67号については、「決算特別委員会」を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長（井上利治君）** 異議なしと認めます。よって、本件につきましては、「決算特別委員会」を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。ただ今、設置されました「決算特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において選任したいと思います。委員は、議長及び監査委員を除く12名の議員といたします。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長（井上利治君）** 異議なしと認めます。よって、「決算特別委員会」の委員は、議長及び監査委員を除く12名の議員を選任することに決定しました。

暫時休憩します。

---

休 憩  
〔休憩 午後 4時16分〕  
〔再開 午後 4時18分〕

---

再 開

**○議長（井上利治君）** 会議を再開します。ただ今、設置されました「決算特別委員会」の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により委員会において選任されましたので報告いたします。委員長に13番 山本 優 君、副委員長に4番 城野 庄一 君が選任されました。

追加議案の上程

○議長（井上利治君）次に、日程第19 議案第75号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第5号）及び日程第20 議案第76号 平成30年度上平吹橋橋梁下部工事請負契約の締結についての2議案を上程いたします。

岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇 説明〕

○町長（岩倉光弘君）本日、追加提案をいたしました各案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。提案いたしました議案は、補正予算に関するものが1件、工事請負契約の締結に関するものが1件の合計2件であります。

最初に、議案第75号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第5号）であります。予算現額に3,245万1千円を追加し、予算の総額を88億9,782万9千円にいたそうとするものであります。これは、平成30年8月24日から25日にかけて本町に接近した台風20号及び同年9月4日から5日にかけて本町に接近した台風21号による災害の復旧に要する経費と7月専決補正予算によります調査をすすめてまいりました役場別館空調の設備更新が必要となったため、補正の必要が生じたことによるものであります。

歳出の主なものは、総務費では役場別館空調用冷温水器発生機取替事業に、1,296万円の追加。台風災害復旧対策として、総務費では重要文化財中村家住宅新座敷望楼屋根応急対策事業に127万4千円の追加、商工費では右近家邸宅等修繕事業に170万7千円の追加、土木費では急傾斜地崩壊危険区域樹木伐採処理事業に394万3千円の追加、教育費では南条地区公民館庇修繕事業に383万円、京藤甚五郎家外壁修繕事業に200万4千円、木ノ芽峠前川家屋根修繕事業に162万円の追加等であります。

歳入については、分担金及び負担金で急傾斜施設支障木伐採分担金として、118万2千円の追加、繰越金で純繰越金として2,636万7千円の追加、諸収入では公有建物損害共済金として490万2千円の追加であります。

次に、議案第76号 平成30年度上平吹橋橋梁下部工事請負契約の締結についてでございますが、契約の方法は、制限付き一般競争入札（事後審査）で、契約金額は、1億1,124万円で、坂川建設株式会社と工事請負契約を締結いたそうとするものであります。以上、追加提案をいたしました2議案につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長（岩倉光弘君）降壇 〕



○議長（井上利治君）これにて提案理由の説明を終わります。暫時休憩いたします。

---

休 憩  
〔休憩 午後 4時23分〕  
〔再開 午後 4時24分〕

---

再 開

○議長（井上利治君）会議を再開いたします。次に、議案第75号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第5号）及び議案第76号 平成30年度上平吹橋橋梁下部工事請負契約の締結についての2議案を議題といたします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

---

討 論 ・ 採 決

○議長（井上利治君）これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声有）

○議長（井上利治君）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第75号 平成30年度南越前町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（ 全員起立 ）

○議長（井上利治君）起立、全員です。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成30年度上平吹橋橋梁下部工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（ 全員起立 ）

○議長（井上利治君）起立、全員です。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり派遣することに決しました。以上で、本日の会議の日程は、終了いたしました。

---

○議長（井上利治君）閉会にあたり、岩倉町長より発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（井上利治君）岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）平成30年9月定例議会の終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げます。初日の10日に、この本会議場におきまして、私どもが提案をさせていただきました補正予算をはじめとする、決算認定を除く13議案及び本日追加提案をさせていただきました2議案、併せて15議案全て可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、初日の提案理由の説明でも触れさせていただきましたが、地震をはじめ台風などの風水害は毎年、国内至る所で発生をいたしております。本町におきましても、私が就任以来、災害対策本部等を立ち上げ体制をとった件数というのは4件にのぼっております。これからまだ先、台風等の風水害が予想されるほか、冬期間の豪雪についても十分対応を行う必要があるというところがございます。町民の生命・身体・財産を守るためにも、早期での避難体制をはじめ、しっかりとした防災対策をすすめることといたしますので、ご理解方よろしくお願いを申し上げます。

また、引き続き喫緊の課題である人口減少対策及び地域の活性化をすすめて、定住化対策、福祉施策の充実、産業振興、社会基盤の整備などを行い、住みよいふるさとを目指すとともに、今後一層の行財政改革を推進していきたいと考えております。

さらに、開催が15日後に迫った「福井しあわせ元気国体」を成功させるために、万全なる大会準備をはじめ、町民こぞって機運が盛り上がるような取り組みを行うとともに、選手をはじめ大会役員や応援のため当町にお越しになった県内外の皆様に対しまして、「南越前町に来て良かった」といった印象が残るような「おもてなし」に力を入れていきたいと考えておりますのでご理解、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、これからも国・県をはじめ幅広い関係者と緊密な連携をとりながら、また議員各位のご指導をいただきながら職員が一丸となりまして、多くの課題

にしっかりと取り組んで参りますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔町長（岩倉光弘君） 降壇〕

---

閉 会

○議長（井上利治君） 議員各位におかれましては、各案件につきまして慎重審議いただきそれぞれ妥当なるご決議をいただきましたこと、また今期定例会の運営に対しご協力いただき厚くお礼申し上げます。

また、岩倉町長をはじめ、理事者各位におかれましては、会期中、一般質問をはじめ議員が申し述べましたことを町政に反映していただき、南越前町の更なる発展のためご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

また、9月29日から50年ぶりの「福井しあわせ元気国体」が開会されます。議会を代表いたしまして、福井県選手団の活躍と大会の成功を心よりご祈念申し上げます。季節の変わり目でございます。各位におかれましては、体調管理には、十分に気を付けて議員活動にご精励いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

これを持ちまして、平成30年9月南越前町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 4時30分〕